

第 2 6 1 回 定 例 会  
決 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

( 令 和 6 年 9 月 1 2 日 )

む つ 市 議 会

むつ市議会決算審査特別委員会（第3号）

○開会の日時 令和 6年 9月12日 午前10時00分開議  
午後 4時09分散会

○場 所 むつ市議場

○出席委員（18人）

委員長	東 健 而	副委員長	中 村 正 志
委員	高 橋 征 志	委員	杉 浦 弘 樹
”	佐 藤 武	”	工 藤 祥 子
”	濱 田 栄 子	”	櫻 田 秀 夫
”	住 吉 年 広	”	白 井 二 郎
”	富 岡 直 哉	”	村 中 浩 明
”	野 中 貴 健	”	佐 藤 広 政
”	井 田 茂 樹	”	岡 崎 健 吾
”	佐 賀 英 生	”	佐々木 肇

○欠席委員（2人）

委員	佐々木 隆 徳	委員	大 瀧 次 男
----	---------	----	---------

○説明のため出席した者

市	長	山 本 知 也
副 市	長	吉 田 真
副 市	長	齋 藤 友 彦
教 育	長	阿 部 謙 一
公 営 企 業 管 理 者		吉 田 和 久
代 表 監 査 委 員		齊 藤 秀 人
総 務 部 長		吉 田 由 佳 子
総務部デジタル行政推進監		藤 島 純
総務部危機管理監		畑 山 勝 利
政 策 推 進 部 長		角 本 力
財 務 部 長		松 谷 勇
市 民 生 活 部 長		石 橋 秀 治
健 康 福 祉 部 長		齊 藤 洋 一

健康づくり推進監	畑 中 美 雅
子どもみらい部長 smile kids office にっこりっこ所長	菅 原 典 子
産業政策部長	伊 藤 大 治 郎
都市整備部長	木 下 尚 一 郎
建設技術部長	小 笠 原 洋 一
川内庁舎所長	杉 山 郷 史
会計管理者	中 村 智 郎
監査委員事務局長	小 田 晃 廣
農業委員会事務局 産業政策部理事	立 花 一 雄
教 育 部 長	福 山 洋 司
教育委員会事務局 施設整備技術監	畑 中 涉
上下水道局長市民生活部理事	中 村 久
大畑庁舎所長	松 本 邦 博
総務部次長防災安全課長	澁 田 剛
政策推進部次長 交通政策課長	黒 澤 幸 太 郎
財 務 部 次 長	池 田 雅 文 子
市民生活部次長	小 林 睦 子
市民生活部 国スポ・障スポ推進監	中 野 敬 三
市民生活部副理事長 市民スポ一ツ課長	加 藤 昭 広
健康福祉部次長	高 橋 嘉 美
健康福祉部副理事長 健康づくり推進課長	辻 郁 子
産業政策部次長	山 崎 学
産業政策部農林畜水産業推進監 農 林 畜 産 課 長	古 屋 敷 均
産業政策部副理事水産課長	柳 谷 真 吾
都市整備部次長	一 戸 義 則
建設技術部次長	江 刺 家 格
建設技術部副理事土木技術課長	眞 野 哲 広
教育委員会事務局次長 地域クラブ企画推進課長	岩 瀬 圭 吾
教育委員会事務局副理事長 生徒涯学習課長	横 山 拓 子

教育委員会事務局副理事長 教育学校教育課	石川 禎 大
教育委員会事務局副理事長 教育中央公民館	櫻井 忍
教育委員会事務局監 デジタル教育指導	澁田 健 太
上下水道局次長 市民生活部副理事	青山 諭
総務部市長公室長	立花 幸 一
総務部総務課長	鈴木 明 人
政策推進部企画課長	井戸向 秀 明
政策推進部市民連携課長	佐藤 めぐみ
財務部財政課長	工藤 大 介
財務部税務課長	畑山 勝
財務部税務課総括主幹	川端 直 子
市民生活部 国スポ・障スポ推進課長	林 力
市民生活部国保年金課長	工藤 周
健康福祉部介護保険課長 地域包括支援センター所長	井戸向 明 子
産業政策部 観光・シティプロモーション課長	角本 昌 史
産業政策部商工労政課長	徳 学
都市整備部都市計画課長 コンパクトシティ推進室長	小野 太 輔
都市整備部住宅政策課長	品田 徹
都市整備部土木維持課長	遠藤 龍 規
都市整備部用地課長	菊池 円
建設技術部建築技術課長	細間 信 一
川内庁舎市民生活課長 教育委員会川内公民館長	須藤 昌 弘
大畑庁舎市民生活課長 教育委員会大畑公民館長	山崎 憲 一
脇野沢庁舎総合課長 教育委員会脇野沢公民館長	畑中 正 行
農業委員会事務局総括主幹 産業政策部農林畜産課総括主幹	菅原 賢一郎
教育委員会事務局総務課長	畑中 俊 彦
教育委員会事務局図書館長	澤田 修 一
上下水道局経営課長	阿部 博 幸
上下水道局経営課総括主幹	橋本 伸 吾

上下水道局水道課長	山崎	浩
上下水道局水道課総括主幹	中村	満
上下水道局下水道課長 市民生活部環境政策課総括主幹	本田	正大
上下水道局下水道課総括主幹 市民生活部環境政策課総括主幹	太田	貢
政策推進部企画課主幹	大橋	貴子
政策推進部企画課主幹	西田	裕昭
政策推進部市民連携課主幹	奥寺	一敬
財務部財政課主幹	佐藤	大輔
財務部税務課主幹	石倉	慎一
財務部税務課主幹	二階	聖仁
財務部税務課主幹	黒滝	和也
市民生活部市民スポーツ課主幹	三山	純
市民生活部 国スポ・障スポ推進課主幹	樋山	政之
市民生活部国保年金課主幹	坂本	望生
市民生活部国保年金課主幹	櫻田	久美子
健康福祉部介護保険課主幹	宮本	千里
健康福祉部介護保険課主幹	佐藤	涼子
健康福祉部介護保険課 地域包括支援センター主幹	玉谷	千春
産業政策部商工労政課主幹	盛	大輔
産業政策部農林畜産課主幹	菊池	宣博
産業政策部農林畜産課主幹	澤野	容平
都市整備部都市計画課主幹 コンパクトシティ推進室主幹	八戸	啓介
都市整備部住宅政策課主幹	石田	和孝
建設技術部建築技術課主幹	菅原	真寿美
建設技術部土木技術課主幹	菊池	洋平
上下水道局経営課主幹 上下水道局下水道課主幹 市民生活部環境政策課主幹	川村	悟
上下水道局水道課主幹	渡部	直樹
総務部総務課主任主査	佐々木	大
総務部防災安全課主任主査	佐藤	純也
総務部防災安全課主任主査	猪股	康司
財務部財政課主任主査	庵原	里佳

市民生活部 市民スポーツ課主任主査	村市友紀奈
市民生活部 国スポ・障スポ推進課主任主査	中村善光
産業政策部農林畜産課主任主査	角野祐輔
都市整備部都市計画課主任主査 コンパクトシティ推進室主任主査 建設技術部建築技術課主任主査	山道大地
都市整備部住宅政策課主任主査	山本翼
都市整備部土木維持課主任主査	畑中優
都市整備部用地課主任主査	能渡崇
都市整備部用地課主任主査	山田大生
建設技術部建築技術課主任主査	西村透
建設技術部土木技術課主任主査	杉山拓也
大畑庁舎住民生活課主任主査	新井田真弓
上下水道局経営課主任主査	山田真由美
上下水道局水道課主任主査	畑中裕平
総務部総務課主査	川森恒太
市民生活部国保年金課主査	賀佐大智
健康福祉部 健康づくり推進課保健主任	圓子愛理
産業政策部水産課主査	阿部雄太
産業政策部水産課主査	大堀光司
都市整備部土木維持課主査	佐藤和明
上下水道局経営課主査 上下水道局下水道課主査 市民生活部環境政策課主査	柳田雄規
総務部総務課主任	川畑千菜美
総務部防災安全課主任	山本佑輔
産業政策部農林畜産課主任	相内一彦

○事務局出席者

事務局長 佐藤孝悦	次	長石田隆司
主幹 澁川紋子	主	幹畑中佳奈
主任主査 瀬角朋也	主	任浜端快

(午前10時00分 開議)

○委員長(東 健而) ただいまから本日の決算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は18人で定足数に達しております。

これより昨日に引き続き議案第68号 令和5年度むつ市一般会計歳入歳出決算の審査を行います。昨日は、第4款衛生費までの審査が終わっておりますので、本日は第5款労働費から審査してまいります。

それでは、第5款労働費について、理事者の説明を求めます。産業政策部長。

○産業政策部長(伊藤大治郎) それでは、第5款労働費についてご説明いたします。決算書の181ページをお開き願います。

第1項労働諸費、第1目の労働諸費についてありますが、これは高齢者、若年者及び離職者の雇用対策やUターン就職推進等に係る経費で、主なものといたしましては、むつ市シルバー人材センター補助金、離職者生活・再就職支援給付金となっております。

以上が第5款労働費の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(東 健而) ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。住吉年広委員。

○委員(住吉年広) おはようございます。この分は、1ページしかないので、中身の新規高卒者市内定着支援事業についてお伺いします。

事業の詳細を確認すると、委託料として企業の人材確保プロモーション事業・パンフレット作成業務の委託として200万2,999円、バスの借上料として23万5,400円と示されております。通常であれば、これは企業がパンフレットをつくっているのです。私も前職そういう仕事をしていたものですから、そういう部分も分かっております。この中で、これはむつ市の企業ガイドブックの作成に要する経費という認識でよろしいのでしょうか。

また、ホームページに掲載されていますが、冊子を作成したものであれば、どれだけの冊数を発行したのかお伺いします。

2点目がガイドブックの中身もホームページで見させていただきまして、とても素晴らしいものに仕上がっていると感じましたけれども、このガイドブックには求める人材、業務内容やPR、そのほかにも会社情報、採用情報が掲載されています。この企業の選定はどのように行っているのか。また、ガイドブックの活用方法をお伺いします。

3点目、バスの借上料はどのような用途で使用されているのか、詳細を伺います。

以上、お願いします。

○委員長（東 健而） 商工労政課長。

○産業政策部商工労政課長（徳 学） お答えいたします。

ガイドブックの性質ということですが、こちらはむつ市内の企業のガイドブックということですのでございます。発行数につきましては、1,500部作成してございまして、用途としましてはむつ下北管内の高等学校等に配布してございますほか、また東京都の認定NPO法人ふるさと回帰支援センターのほうにもお送りしまして、移住者向けにも活用しているところでございます。

また、このガイドへの業者の選定基準ということですが、こちら作成業務を委託しておりまして、こちらの委託事業者のほうから広く管内の企業に掲載の意向を伺いまして、掲載意向のある企業様につきましては、掲載してあるものとなっております。

バスの借上料でございますけれども、こちらは高校生を対象としました企業見学会での足としてバスの借り上げをしているところでございます。

○委員長（東 健而） 住吉年広委員。

○委員（住吉年広） 分かりました。そうであれば、1冊千幾らの計算になると思います。

それでは、再質疑で、令和3年から令和5年の企業の見学会の参加者数を教えてください。

あと2点目が、この事業の取組により高校生が、市内の企業に就職する人は増えているかお伺いします。

3点目、これは分からなければ後で教えていただければうれしいですが、高校生の新規採用されてから、ここ3年間の離職率をお示しいただきたいと思います。

○委員長（東 健而） 商工労政課長。

○産業政策部商工労政課長（徳 学） お答えいたします。

高校生の企業見学会への令和3年度からの参加者数でございますけれども、令和3年度が86名、令和4年度が99名、令和5年度が62名となっております。

そして、企業見学会から実際地元の企業に就職された数でございますけれども、数としましては減っております。実際に企業見学会に令和3年度に参加いただいた企業には、高校生の方20名就職してございます。令和4年度には、実際企業見学会に参加いただいた企業に14名就職してございます。昨年度、令和5年ですけれども、企業見学会に参加いただいた企業には、6名の



高校生の方が就職されてございます。

離職率のところは、申し訳ありませんけれども、現在把握してございません。

○委員長（東 健而） 住吉年広委員。

○委員（住吉年広） 今の数字を聞く限りでは、市内の企業に就職している人は減っているという傾向と捉えられると思います。20名、14名、6名という部分。だから、このパンフレットを作っている効果というのは、私は薄いのではないかなというふうに思うのです。その中で、これ令和2年の予算計上は91万円、令和3年が71万円、令和4年が200万円、令和5年が200万円と計上されています。なので、私はこの部分で何を疑問視するかというと、要はこの高校生の定着というのは、当然大切なのです。しかしながら、離職率が多いのです、高校生というのは。私も当時そういう仕事をしていましたので、高校生と大学生の能力というのは違うのです。なので、高校生というのはある程度時間をかけてあげないと駄目なのです。なので、そういうパンフレットを作って、当然企業見学会とか、それをやるのも大切なのですけれども、やっぱりちょっと違う視点で私は取り組むべきではないかと思っています。

この高校生の基準数というのは人口減少に伴って延びる傾向がありますけれども、しかしながら高校就職者の課題としては、早期の離職が挙げられます。高校生と企業のマッチングの乖離は、早期離職の要因の一つではないかと私は思っています。

そこで、私なりのちょっとあれなのですけれども、そこでやっぱり職場体験の拡大、これはインターンシップとか職業体験の拡充といった部分です。あとは、適性検査の活用というのは、適性検査とか、キャリアカウンセリングの導入とか。あとは企業の説明責任というのは、ガイドブックを見ると、給与、福利厚生、勤務地すら掲載していない企業もあります。なので、企業が実際に業務や環境について、より正確な情報を提供するために、どのようなガイドラインやサポートが必要になってくるかという点も考えなければならぬと思っています。

このガイドブックも、高校生と企業のマッチングの乖離を減らす一つの手段だと思いますが、ガイドブックを使った取組がある一方で、さらなる施策が求められています。現実的な施策としてどのようなプログラムが、政策が効果的だとお考えでしょうか。

あともう一点、本当にこの効果が、私は今数字を見る限りでは出ていないので、一旦立ち止まるべきではないかと考えますが、この2点をお伺いします。

○委員長（東 健而） 市長。

○市長（山本知也） 事業の将来展望について、分析もしながらお答えをさせていただきますけれども、まずガイドブックについては、やはり市内の企業を紹介する上では重要なツールだと思っております。令和4年、令和5年、令和6年と高校生の就職が、今やっている事業で下がっているというのは、まず下北地域に大学ができたことが一つの大きな要因だと思っております。金銭面で学費は払っても生活費が払えなくて大学に行けていなかった地域のこどもたちが少なからずいる中で、大学が今下北、むつ市に、来年の4月の開校も含めれば3つ大学ができておまして、地域の高校生のこどもたちに選択肢が増えたというのが現状だと思います。

先ほど担当課長からのご説明をさせていただきましたけれども、これUターン、いわゆる移住支援の皆様にも首都圏でパンフレットを配っております。ちょっと事業が飛びますので、5款の中なのであれですけども、移住支援金という制度もありながら、そういった企業の紹介もしたことによりまして、令和5年度の移住実績が5件、11名の方が単身2件、2人世帯1件、3人世帯1件、4人世帯1件という形で、やはり市内の企業がこういった企業があってというのを首都圏の皆さんにも紹介できるツールに今なっております。もちろんホームページでも見るができますので、今の方は、もしかするとホームページも見ていますので、冊子が必要かとか、そういったことは検討の余地があると思っておりますけれども、市内の企業を紹介して、こういった環境で、こういった時間帯で、こういった勤務体系かというのを、私自身もパンフレットを見て市内の企業の皆さんが笑顔で写っている姿を見て、少し興味を持ってもらえているのではないかなと思います。今後もそういった観点から、高校生だけを焦点にして捉えると、人数は確かに減っているのですが、移住支援金も含めて、Iターン、Uターンの方も含めてご活用されていると思いますので、その点も含めて検討してまいりたいと考えております。

○委員長（東 健而） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東 健而） 質疑なしと認めます。

これで第5款労働費についての質疑を終わります。

説明員交代のため、暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時13分 再開

○委員長（東 健而） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第6款農林水産業費について、理事者の説明を求めます。農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長産業政策部理事（立花一雄） それでは、第6款農林水産業費のうち、農業委員会で所管しております費目についてご説明いたします。決算書の183ページをお開き願います。

第1項農業費、第1目農業委員会費についてであります。これは農業委員会委員に係る経費及び事務局業務に係る経費で、主なものといたしましては、農業委員、農地利用最適化推進委員に対する報酬及び費用弁償、農地法に基づく申請による現地調査費、農地情報管理システムの保守業務委託料などとなっております。

以上が第6款農林水産業費のうち、農業委員会で所管しております費目の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（東 健而） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） それでは、第6款農林水産業費のうち、産業政策部で所管しております費目についてご説明させていただきます。決算書の184ページをお開き願います。

まず、第1項農業費、第2目の農業総務費についてであります。これは農林部門の職員の人件費、農村公園等の維持管理に要した経費で、主なものといたしましては、一般職員17名分の人件費、184ページ及び185ページの農村公園等管理費となっております。

次に、185ページに移りまして、第3目の農業振興費についてであります。これは農業の振興に係る経費で、主なものといたしましては、186ページの新規就農者育成総合対策事業費、187ページのむつ市産地パワーアップ事業費補助金となっております。不用額は5,592万7,778円で、主なものは18節負担金補助及び交付金の5,544万3,468円となっており、これはむつ市産地パワーアップ事業費補助金の執行見込額が減額となったことによるものであります。

次に、翌年度繰越額は2億8,980万円となっております。これはむつ市産地パワーアップ事業費補助金について、補助事業者が実施する整備事業において、武装組織による商船攻撃の激化に伴い、海上輸送による機材の納入時期が遅延し、年度内での補助事業の完了が困難となったことから、翌年度に事故繰越ししたものでございます。

次に、187ページに移りまして、第4目の農地費についてであります。これは農道や水路などの農業用施設の整備や維持管理等に要した経費で、主

なものといたしましては、飲雑用水施設管理費、188ページの農道水路維持管理費、ため池等整備事業負担金となっております。

次に、189ページに移りまして、第6目の鳥獣対策費についてであります。これは野猿公苑の管理や農作物などの鳥獣被害対策に要した経費で、主なものといたしましては、189ページ及び190ページの鳥獣害総合対策事業費、191ページの天然記念物ニホンザル・カモシカ食害対策事業費となっております。

次に、192ページに移りまして、第2項畜産業費、第1目の畜産総務費についてであります。これは畜産部門の職員の人件費、市有牛貸付事業運営審議会に要した経費で、主なものといたしましては、一般職員3名分の人件費となっております。

次に、第2目の畜産振興費についてであります。これは畜産業の振興に係る経費で、主なものといたしましては、193ページの水川目酪農振興基金事業費、194ページの鯛島の館等管理運営費、草地畜産基盤整備事業費となっております。不用額は2,046万1,585円で、主なものは20節貸付金の1,500万円となっており、これは水川目酪農振興基金事業の貸付金につきまして、貸付けに必要な書類が全てそろったのが本年4月下旬であったことから、令和5年度中の貸付けができなかったものであります。

次に、翌年度繰越額は551万6,000円となっております。これは草地畜産基盤整備事業において、整備予定地の石礫の対策や雑草除去等のため不測の時間を要し、牧草の播種が間に合わず、年度内の事業完了が困難となったことから、翌年度に繰り越したものであります。

次に、194ページに移りまして、第3目の牧野等管理費であります。これは市営牧野及び畜舎の維持管理等に要した経費で、主なものといたしましては、むつ地区牧野施設等指定管理料となっております。

次に、195ページに移りまして、第3項の林業費、第1目林業総務費についてであります。これは林業関係団体に対する会費や森林情報システムの運用に要した経費で、主なものといたしましては、196ページの森林経営管理事業費、スマート林業推進事業費となっております。不用額は1,536万390円で、主なものは22節償還金利子及び割引料での1,346万8,000円となっており、これは分収造林契約による相手方への分収金の支払いがなかったことによるものであります。

次に、196ページに移りまして、第2目の林業振興費についてであります。これは林業の振興に係る経費で、主なものといたしましては、森林環境譲与税基金積立金、むつ市豊かな森づくり補助金となっております。

次に、197ページに移りまして、第3目の造林費についてであります、これは市有林の整備等に要した経費で、主なものといたしましては、直营造林事業費、市有林管理事業費となっております。

次に、198ページに移りまして、第4目の治山林道費についてであります、これは林道の維持管理に要した経費で、主なものといたしましては、林道管理費、林道施設大雨被害対策事業費となっております。

次に、第4項水産業費、第1目水産総務費についてであります、これは水産部門の職員の人件費等で、主なものといたしましては、一般職員4名分の人件費となっております。

次に、199ページに移りまして、第2目水産振興費についてであります、これは水産業の振興に係る経費で、主なものといたしましては、むつ市漁業共済掛金補助金、200ページの関根浜沿岸漁業振興対策事業費、202ページのホタテガイ養殖業物価高騰緊急対策支援金、203ページの冷凍ベビーホタテ消費拡大対策学校給食活用事業、ホタテガイ親貝確保緊急対策事業費となっております。

次に、第3目漁港管理費についてであります、これは漁港の管理に要した経費で、主なものといたしましては、漁港管理事務費、205ページの小沢漁港浚渫事業費となっております。

次に、206ページに移りまして、第4目漁港施設整備費についてであります、これは市内の漁港の施設整備に係る経費で、主なものといたしましては、むつ地区水産物供給基盤機能保全事業費、下北地区水産物供給基盤機能保全事業負担金、大畑地区等の漁港施設機能強化事業負担金となっております。

次に、翌年度繰越額は3,422万4,000円となっております、むつ地区水産物供給基盤機能保全事業として浜奥内漁港の3施設における対策工事を追加するための事業計画変更により不測の日数を要したことから、年度内での工事完了が困難であるため翌年度に繰り越したものでございます。

次に、第5目の浜奥内漁港施設整備費についてであります、これは浜奥内漁港の施設整備に係る経費で、主なものといたしましては、浜奥内地区漁港施設機能強化事業費となっております。

次に、翌年度繰越額は2,630万円となっております、基本計画の策定と変更により不測の日数を要したことから、年度内での工事完了が困難であるため、翌年度に繰り越したものであります。

以上が第6款農林水産業費のうち、産業政策部で所管しております費目の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（東 健而） 都市整備部長。

○都市整備部長（木下尚一郎） それでは、第6款農林水産業費のうち、都市整備部で所管しております費目についてご説明いたします。決算書の188ページをお開き願います。

第1項農業費、第5目の地籍調査事業費についてであります。これは国土調査法に基づいて実施する地籍調査に要した経費でありまして、主なものといたしましては、地籍調査補助員の報酬のほか、189ページの測量及び図面などの作成を行う地籍調査事業委託料となっております。

以上が第6款農林水産業費のうち、都市整備部で所管しております費目のご説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（東 健而） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。杉浦弘樹委員。

○委員（杉浦弘樹） 191ページです。天然記念物ニホンザル・カモシカ食害対策事業の電気柵設置委託費と192ページの鳥獣被害対策事業、ICT活用事業（ドローン活用）の部分について、2点お聞きします。

まず1点目です。電気柵設置委託費なのですが、これは去年事業のほうをやっておりまして、今までこの委託費というのは計上されておりました。むつ市議会第250回定例会で私が一般質問で、この電気柵の設置を委託したらどうかというふうなことで提案させていただいたところ、当時の市の答弁では、電気柵設置に関しては、自治体対応が基本になるかと思っており、野猿監視人で実績経験もあることから、経費の削減にもつながるため、これまでどおりやっていくというふうなことで、私当時提案したのにもかかわらず、やりませんというふうなことで答弁されておりましたが、なぜ去年からこの電気柵の設置を委託することになったのか、その委託先と委託に至った経緯のほうを聞きたいと思えます。

2点目です。ICT活用事業（ドローン活用）についてですけれども、こちら2年の事業ということで、去年2年目の事業を終えたというふうなことです。主要施策の実績報告書のほうを見ますと、事業効果の部分で「ドローンによるサルの追い上げに係る効果の検証を実施したが、逃げる個体もいれば、動じない個体もいることが確認された」というふうなことで事業効果が出ております。これは、今後この事業は導入していくのかどうか、そちらのほうをお聞きしたいと思えます。

○委員長（東 健而）

○産業政策部農林畜水産業推進監農林畜産課長（古屋敷 均） お尋ねにお答えいたします。

電気柵の委託の件についてでございますけれども、まず1つ挙げられるのが、野猿監視人の方々の負担軽減というものがあります。サルの数が一貫して増えてきておりましたので、野猿監視人の方々の負担軽減ということで、こちらはシルバー人材センターのほうに委託したものでございます。

あと、ドローンについてでございますけれども、こちらの事業内容といたしましては、ドローンによる追い上げということで、鷹の声であるとかトンビの声、犬の鳴き声、爆発音などを発しまして、その効果を立証したものでございます。委員ご指摘のとおり、逃げる個体もあれば逃げない個体もあるということがありますし、また餌を食べているときには5メートルぐらいまで近寄っても逃げない場合もあったということをお聞きしております。

ただ、この声には反応する個体もおりましたので、一定の効果は認められるものというふうに考えておりますが、今後も捕獲を中心として、これドローン単体だけでは効果は限定的というふうに考えられますので、野猿監視人やモンキーダッグによる追い上げとか、それからわなの設置による捕獲、そういったものを組み合わせて、効率的な活動をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（東 健而） 杉浦弘樹委員。

○委員（杉浦弘樹） 電気柵設置委託費ですけれども、シルバー人材センターのほうに委託したというふうなことです。これ予算30万円と出ております。去年電気柵を設置した距離数、件数あると思うのですけれども、これ全部シルバー人材センターのほうに委託したのかどうか。今後は、この電気柵の設置、委託の部分、シルバー人材センターさんのほうにお願いして、基本野猿監視人のほうで設置しないというふうな形で考えているのか、そちらのほうをお聞きします。

あと、ICT活用事業についてですけれども、今課長のほうから報告がありました事業の効果の部分と、今後も一応投入はしていくというふうなことで理解しましたけれども、こちらは委託をしたというふうなことなのですが、この委託先のほう、どの会社に、専門業者のほうに委託したのかどうか、そちらのほうをちょっとお聞きします。

○委員長（東 健而） 農林畜産課長。

○産業政策部農林畜水産業推進監農林畜産課長（古屋敷 均） お答えいたします。

電気柵の設置についてでございますけれども、令和5年度におきましては、全部で1,399メートルの設置となっております。そのうち1か所、250メー

トルを除いて全てシルバー人材センターのほうに委託をしたものでございます。

シルバー人材センターのほうに委託をして、少し迅速に設置することができたということもありますが、今後の設置の方法につきましては、そういったところを検証しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、ドローンの委託先についてでございますが、市内の専門業者に委託をしたものでございます。

以上です。

○委員長（東 健而） ほかに質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 私は、杉浦委員の質疑に関連した質疑を行います。それは、サル被害ということ、私も近所の方々から、去年は野猿監視人の方が10人ぐらいいたのだけれども、減ってしまったのだよという声を聞いていますので、この野猿監視人の定数まではいかないのですけれども、引き受ける方がいない、不足しているということなののでしょうか。

○委員長（東 健而） 農林畜産課長。

○産業政策部農林畜水産業推進監農林畜産課長（古屋敷 均） お答えいたします。

令和5年度の野猿監視人の人数につきましては、10人ということでありまして、その前年と同数ということになってございます。

以上です。

○委員長（東 健而） 工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） それでは、同数ということは、減っているようだというふうなことを聞いて、ちょっと近所の方は苦情をしゃべっていましたがけれども、同数ということでいいのですね。

そして、シルバー人材センターの方がほとんどの野猿監視人として登録しているということなのですか。窓口がシルバー人材センターなのでしょうか。

○委員長（東 健而） 農林畜産課長。

○産業政策部農林畜水産業推進監農林畜産課長（古屋敷 均） お答えいたします。

先ほどのシルバー人材センターにつきましては、電気柵の設置を委託したということございまして、野猿監視人とは直接関係はございません。

以上です。

○委員長（東 健而） 工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） また早とちりしたようですけれども、野猿監視人の方は、



そうすると令和5年と同じ同数ということなのですね。分かりました。

そして、サルの捕獲をするにしても、本当に様々な法律の縛りがあるということも私も質疑をして分かりましたけれども、その年度の捕獲数に対してどのくらいの捕獲というのが実施されているものなののでしょうか。

○委員長（東 健而） 農林畜産課長。

○産業政策部農林畜水産業推進監農林畜産課長（古屋敷 均） サルの捕獲ということでお答えいたします。

昨年度につきましては、96頭の捕獲となっております。

それから、野猿監視人の人数なのですが、先ほど答弁したのが令和5年度は10人、令和4年度は10人ということで、そこでは変わりがないということでございまして、令和6年度につきましては5名ということで減っているということでございます。

以上です。

○委員長（東 健而） 工藤祥子委員、3回で終わりですので、これで終わらせていただきます。

ほかに質疑ありませんか。佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） ページでは203ページの第4項第2目の水産振興費のベビーホタテに関しまして質疑させていただきます。

主要施策の実績報告書のほうにも令和5年度の実績が書かれてはおるのですが、いま一度その詳細をお尋ねいたします。

○委員長（東 健而） 水産課長。

○産業政策部副理事水産課長（柳谷真吾） お答えいたします。

ベビーホタテのほうの詳細になりますけれども、こちらはALPS処理水の風評被害で価格下落したホタテガイの流通販売対策といたしまして、北海道、東北地区の学校給食に冷凍ベビーホタテを無償提供し、こどもたちの学校給食として活用することで、家庭のホタテの食材の利用拡大を図るとともに、持続的な下落を防ぐこととして活用した事業となります。

以上です。

○委員長（東 健而） 佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） ありがとうございます。それで、今年度も実施しているのか、また昨年度で終わりの事業なのか、そしてホタテ産業をもっと応援していくべきではないかなとは思っているのですが、その辺はどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○委員長（東 健而） 水産課長。

○産業政策部副理事水産課長（柳谷真吾） お答えいたします。

この事業につきましては、昨年度の事業で一旦終わっております。もっとホタテ産業のほうを活用していくということになりますけれども、こちらのほうも陸奥湾の今水温とかが高水温になっており、昨年と比べますと低い状況となっております。

しかし、平年と比べますと高い状況となっておりますので、今後はこちらの高水温の状況を注視して、ホタテ産業のほうを応援できるところは応援していこうと考えております。

以上です。

○委員長（東 健而） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 2点ほどお伺いいたします。

186ページ第3目農業振興費のところでは臨時措置としてむつ市特産果樹産地育成・ブランド確立事業が盛られていますけれども、これ内容をお知らせください。

それから、203ページの第3目漁港管理費のところでは、大畑漁港のことで、ここはちょっと大畑川は2級河川で県の管理ですが、小型船が漁港として利用しております。3年前の豪雨災害で廃船となっていた船が沈没して、漁船の往航が大変困難な状況になって、お願いしてあったと思いますが、その辺の措置が今どうなっているのかお知らせください。

○委員長（東 健而） 農林畜産課長。

○産業政策部農林畜産推進監農林畜産課長（古屋敷 均） お答えいたします。

私のほうからは、むつ市特産果樹産地育成・ブランド確立事業についてお答えいたします。こちらの事業内容につきましては、特産果樹の導入の促進や高品質で安全安心な特産果樹の生産拡大を図るため、醸造用のブドウ及び桜桃の生産基盤の整備等に係る経費の一部を助成するものでございます。

以上です。

○委員長（東 健而） 水産課長。

○産業政策部副理事水産課長（柳谷真吾） お答えいたします。

前からあっていました大畑川の小型船の廃船の部分になると思われそうですが、あくまでもこれは個人の財産になりますので、市のほうではちょっと対応はできないとなります。

以上です。

○委員長（東 健而） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 農業のほうは、ブドウのブランド化、醸造施設の補助ということが主なことでしたけれども、そのほかのブランド化するための、例

例えば農業の研究会とか勉強会とかという、そういうのは設けられていなかったのでしょうか。多種多様な品種がこの地域で取れますので、例えば今年なんかはユウガオがたくさん取れて、皆さん行き場に困っているという部分もあります。そういった研究会というブランドのための、そういうことは行われていなかったのかどうかお知らせください。

それから、漁場の関係ですけれども、大畑の、これは確かに個人の財産で、前は放棄するとか、そういう手続を取っているというふうなことを聞いた記憶がございますけれども、全く、では市としては現在関知していないというふうに捉えてよろしいのですか。

○委員長（東 健而） 農林畜産課長。

○産業政策部農林畜水産業推進監農林畜産課長（古屋敷 均） 農業のほうについてお答えいたします。

本事業につきましては、あくまでも醸造用のブドウ等の生産の拡大等を目的としているものでございまして、それ以外の研修会等につきましては、現在は行われておりません。

以上です。

○委員長（東 健而） 水産課長。

○産業政策部副理事水産課長（柳谷真吾） お答えいたします。

基本的には、今のところ市のほうでは手はつけられないのですけれども、国のほうでもこういう問題がかなり出てきているというところを伺っております。制度等が確立されましたら、うちのほうでもそのような対応を考えていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（東 健而） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 今回は、臨時措置としてブドウの醸造施設ということで、研究会等を行われていないということですが、これからとか、そういう産地というか、温暖化によって特産品も変わってきておりますので、何かそういう方向性というのはまだ見えていないということかお聞きします。

それから、漁港整備費、大畑漁港のほうですけれども、全く、では国の指示待ちということで捉えておいてよろしいのですか。それ以上方法はないということですか。

○委員長（東 健而） 農林畜産課長。

○産業政策部農林畜水産業推進監農林畜産課長（古屋敷 均） お答えいたします。

現状では、本事業の目的に沿って、この事業をしっかりと遂行いたしましたし

て、醸造用ブドウ等の生産の振興に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（東 健而） 水産課長。

○産業政策部副理事水産課長（柳谷真吾） 先ほどと同じ回答になりますけれども、漁港整備と事業の件につきまして、ちょっと決算とは違う案件になりますので、今のところお答えはできません。ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（東 健而） ほかに質疑ありませんか。佐藤武委員。

○委員（佐藤 武） 3点質疑します。

第6款第1項第3目の、ページで言うと185ページから186ページにかかりますので、御覧いただきたいと思えます。

1点目は、経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金、これについての執行内容をもうちょっと詳細にお伺いしたいと思えます。

2点目は、むつ市機構集積協力金、これは全額流用でしたね、多分。この経緯も伺いたいと思えます。

3点目が新規就農者の経営開始資金、これは3事業あるのですけれども、これについて、それぞれの内容の詳細と流用に至った経緯をお伺いしたいと思えます。

○委員長（東 健而） 農林畜産課長。

○産業政策部農林畜水産業推進監農林畜産課長（古屋敷 均） お答えいたします。

まず経営所得のほうについてでございますけれども、こちらにつきましては、むつ市農業再生協議会の事務局をむつ市の農林畜産課で行っておりまして、その事務員に対する人件費を支出したものでございまして、全額が国庫補助金となつてございます。

次に、むつ市機構集積協力金交付事業でございますけれども、こちらのほうにつきましては、令和5年度につきましては対象の事業がなかったということでの支出がないということでございます。

それから、新規就農者育成総合対策事業についてでございます。こちらにつきましては、3つございまして、1つが経営開始資金ということございまして、こちらは49歳以下の新規就農者に対しまして、年間で最大150万円を交付するもの。2つ目といたしましては、これが旧農業次世代人材投資資金ということございまして、こちらは令和3年度までの事業で、今は先ほどの経営開始資金に名前が変わっておりまして、こちらと同じく年間150万円を開始資金として交付するもの。もう一つが、経営発展支援事業ということございまして、こちらはバイクハウスなどにつきまして設備の一部を補

助するものとなっております。

以上です。

○委員長（東 健而） 佐藤武委員。

○委員（佐藤 武） 最後の3つの事業について、経営開始資金、経営発展支援事業補助金、もう一つは旧制度ですね。これは、当初予算の半額ぐらいになっていると認識しているのですが、これももしもそうであるとしたら、その原因はどのようなところにあるのかお伺いします。

○委員長（東 健而） 農林畜産課長。

○産業政策部農林畜水産業推進監農林畜産課長（古屋敷 均） こちらの事業につきましては、農業を新たに始める方々の申請に基づいて行う事業でございまして、その申請件数が見込みよりも少なかったということでございます。今年度におきまして、広報むつのほうでは、この事業につきまして広報をさせていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（東 健而） 佐藤武委員。

○委員（佐藤 武） 機構の集積協力金、執行がなかったということ、事業がなかったというご答弁がありました。これと先ほど3事業についての農業を始める人に対する補助あるいは資金の援助をするということ、見込みよりも少なかったというご答弁がありましたが、この点については今後どういう対策が必要と考えていらっしゃるのかお伺いします。

○委員長（東 健而） 農林畜産課長。

○産業政策部農林畜水産業推進監農林畜産課長（古屋敷 均） お答えいたします。

まずは、広報を充実させるということが重要であるというふうを考えてございます。農協への働きかけ、またはホームページへの掲載、広報むつへの掲載、そういったことで農業者の方々に認識してもらえるものと考えております。

以上です。

○委員長（東 健而） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東 健而） 質疑なしと認めます。

これで第6款農林水産業費についての質疑を終わります。

ここで、午前11時5分まで暫時休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前 11 時 05 分 再開

○委員長（東 健而） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第 7 款商工費について、理事者の説明を求めます。産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） それでは、第 7 款商工費についてご説明いたします。決算書の 208 ページをお開き願います。

まず、第 1 項商工費、第 1 目商工総務費についてであります。これは商工部門の一般職員 18 名分の人件費となっております。

次に、第 2 目の商工振興費についてであります。これは商工業の振興と地域活性化を推進するための経費で、主なものといたしましては、むつ商工会議所等関係団体への補助金、209 ページのむつ市中小企業融資特別保証制度の信用保証料負担金及び原資預託金となっております。不用額は 1,061 万 4,005 円で、主なものは 18 節負担金補助及び交付金での 721 万 6,142 円となり、これは中小企業融資特別保証制度信用保証料負担金の実績額が見込額を下回ったことなどによるものでございます。

次に、211 ページに移りまして、第 3 目の観光費についてであります。これは観光施設の維持管理に要した経費及び観光プロモーションなどにより誘客促進を目指した事業に係る経費などで、主なものといたしましては、各地区における観光施設管理費や観光 D X ・情報発信システム導入事業となっております。不用額は 2,149 万 7,492 円で、主なものは 12 節委託料の 1,341 万 8,698 円となっており、これは湯野川温泉濃々園建替工事实施設計業務委託料及び脇野沢野営場解体工事設計業務委託料につきまして、見込額を下回ったことによるものであります。

次に、220 ページに移りまして、第 5 目のむつ来さまい館等管理費についてであります。これはむつ来さまい館等の管理運営に係る経費で、主なものといたしましては、むつ来さまい館等 3 施設の指定管理料となっております。

次に、221 ページに移りまして、第 6 目の産業振興費についてであります。これは産業の振興を図るための経費で、「むつ市のうまいは日本一！」推進プロジェクト事業を中心とした地産地消、地産外商の取組による稼げる地域を目指した事業に係る経費などで、主なものといたしましては、むつ市の特産品を直接首都圏へお届けするむつ市のうまい直送便「Mーロジ」事業、シンガポール国立大学と連携し、地場産品の販路開拓や産業の高度化などを図る A o m o r i G l o b a l A d v a n c e P r o j e c t 2023、地域内における消費喚起と地域内外からの誘客を促すイベントを開催する団体などを支援するにぎわい向上イベント推進事業となっております。

次に、224ページに移りまして、第7目北の防人管理費についてであります。これは北の防人大湊を形成する各施設の維持管理や運営に要した経費などで、主なものといたしましては、施設管理に係る各種委託料となっております。

次に、226ページに移りまして、第8目の価格高騰重点支援措置費についてであります。これはエネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市内経済活動の活性化を図るためのプレミアム付商品券事業に係る経費となっております。不用額は1,049万4,138円で、主なものは18節負担金補助及び交付金での841万1,000円となり、これは商品券の使用枚数が見込みを下回ったことによるものでございます。

以上が第7款商工費のうち、産業政策部で所管しております費目の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（東 健而） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） それでは、第7款商工費のうち、政策推進部で所管しております費目についてご説明いたします。決算書の219ページをお開き願います。

第4目の消費者行政推進費についてであります。これはむつ市消費生活センターの運営等に係る経費でありまして、主なものといたしましては、消費生活相談員の報酬となっております。

以上、第7款商工費のうち、政策推進部で所管しております費目の説明でございます。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（東 健而） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） それでは、質疑させていただきます。

223ページ、第7款第1項の第6目、「Mーロジ」事業とポケバル事業について質疑させていただきます。

まず、ポケバル事業なのですが、令和5年度の実績の詳細をお伺いいたします。

また、「Mーロジ」なのですが、令和5年度の実績について、詳細をお尋ねいたします。

○委員長（東 健而） 観光・シティプロモーション課長。

○産業政策部観光・シティプロモーション課長（角本昌史） お答えいたします。

まず、ポケバル事業でありますけれども、こちらは冷凍商品を活用したむつ市のうまい販路開拓事業ということになっております。市内の飲食店のメ

ニューを真空包装、急速冷凍して遠くのお客様にお届けできる状態にした上で、ECサイト等での販売やふるさと納税の返礼品等での扱いをすることによって全国展開するということになっております。その商品製造等に係る経費を補助しているとともに、令和5年度におきましては商品紹介として、テレビ朝日様の企画により「全国メタバース物産展」への出店、その他広告掲載やマーケティング等を行ったということになっております。

もう一つが「Mーロジ」のほうだったと思いますけれども、「Mーロジ」事業につきましては、各種物産フェア、イベント等への運行も含めまして、実績といたしまして、65回運行しております。訪れた地点でいきますと102地点ということになっております。

以上です。

○委員長（東 健而） 佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） ありがとうございます。それでは、再質疑なのですが、ポケバル事業なのですが、そのような形でやってきたということで、これは実を言うとコロナ禍での対応事業だとは思っておりますが、今後も継続の必要があるのかお伺いします。

「Mーロジ」ですが、先ほど答弁いただいた65回ということなのですが、令和5年の予算審査特別委員会のときの答弁で、月ではなく週2回ずつ配送するというご答弁をしていたと思いますが、今現在のこの65回ですと、月5回ということになっております。ということは、週2回から大幅に減っているのですが、それに対しましての見解はどのようになっているのかお伺いします。

○委員長（東 健而） 観光・シティプロモーション課長。

○産業政策部観光・シティプロモーション課長（角本昌史） お答えいたします。

ポケバル事業のほうですけれども、確かにコロナ禍での飲食店等のお客様の入りの悪いことによる営業状況の悪化に対応するものとして始めたものがあります。現在はコロナ禍は落ち着いておりますけれども、このネット社会で通信販売がはやっている中で、そういうPRの在り方も一つの手法であろうということでは考えております。ただ、今後の方針ということになりますと、この場での言及は差し控えさせていただきます。

あとは、「Mーロジ」のほうなのですが、運行回数ということにつきましては、事業者さんの運行に対する取り組み方ということになると思っております。今の燃料価格高騰、ドライバーの人件費等という部分も踏まえますと、なるべく多くの荷物を積載率を上げて効果的に運行するとい



うことで、企業努力といたしますか、そういった部分での運行状況になっておるものと理解しております。

以上です。

○委員長（東 健而） 佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） 運行状況、燃料高騰、人材ということもあるのですが、トラック自体に5,000万円という金額をお渡しして、毎年500万円という金額を補助している中で、それが理由になるのかならないのかは、ちょっと私のほうでは分かりません。様々な形で今プロモーションをしている中で、海外等への販売路線を積極的に行っているのは、これは私たちも承知しておりますが、今後も首都圏へ継続する必要があるのか、そこら辺の見解をお伺いいたします。

○委員長（東 健而） 観光・シティプロモーション課長。

○産業政策部観光・シティプロモーション課長（角本昌史） お答えいたします。

事業者様の販路という部分では、国外も当然必要ですし、国内も当然必要なものであると思います。必要不可欠なものであると思います。その中で、首都圏というのは最大の消費者の方々がいらっしゃる場所ですので、そちらのほうへのPRというのは重要なものであります。そこで、この「M-ロジ」というトラックは、新鮮なものをいち早く首都圏にお届けできる車両であります。これを活用したPRというのは必要なものであると認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（東 健而） ほかに質疑ありませんか。高橋征志委員。

○委員（高橋征志） 2点お伺いいたします。

1つ目が211ページ、第7款第1項第2目商工振興費のデジタル地域通貨事業についてですけれども、先日の一般質問の中で、この事業に関しては一旦立ち止まると。契約解除という言葉をつしつか使って中止になった旨のご説明があったというふうに記憶しておりますけれども、契約解除という言葉からは、契約解除の理由というのが相手方にあつて、委託料の支払いといたしますか、市側の負担はないものだと私は勝手に理解していただのですが、決算書を見ると調査研究等業務委託料85万8,000円の支出があります。改めてその契約解除の詳細と委託料85万8,000円のその支払い根拠についてお知らせください。

2点目が212ページ、第7款第1項第3目観光費のs a t o y a m a推進事業についてです。こちらは、S u s t a i n a b l e J a p a n N e t w o r k会費ということで132万円になっております。主要施策の実績報

告書を見ますと、事業内容は英字新聞 J a p a n T i m e s の新聞掲載を活用して市の魅力を国内外に向けて発信したと。事業効果としては、オランダから導入した農業技術の記事が掲載され、魅力を国内外に発信したということになっておりますが、率直に新聞に記事を掲載して132万円というところに疑問を感じるのですけれども、この記事は紙媒体になっているのか。なったのであれば、どの国や地域に向けて何部発行されたのか。また、ネットの記事になっているのは拝見しましたけれども、ネット記事の閲覧数、それからさらに国別の閲覧数について、どうなっているのかお知らせください。

○委員長（東 健而） 商工労政課長。

○産業政策部商工労政課長（徳 学） デジタル地域通貨のお尋ねについてお答えいたします。

契約解除の詳細ということで、富岡直哉議員の一般質問でもご答弁差し上げた部分もございましてけれども、なかなか事業の進捗が思わしくなく、相手方から契約解除の申出があったことから、契約約款の条項に基づきまして契約解除に至っておるということでございます。

支払いが発生しているということでございましてけれども、全ての事業、委託内容をしてもらっていないわけではなくて、その履行率が29.5%というふうに試算しまして、その分について委託料の290万4,000円の29.5%、85万8,000円ということでお支払いしているということでございます。

以上でございます。

○委員長（東 健而） 観光・シティプロモーション課長。

○産業政策部観光・シティプロモーション課長（角本昌史） s a t o y a m a 推進事業につきましてお答えいたします。

この推進事業につきましては、負担金をお支払いして、その事業に参画することによって、J a p a n T i m e s さんの記事に取り上げてもらうということが令和5年度の事業ではありました。ここに参画することによって、令和4年度等におきましては、当市で会員の方々を集めた交流会を開くといったことも事業としてはあったのですけれども、令和5年度としては新聞記事の掲載が主なものになっておりました。このこと、状況といいますか、費用対効果というところを我々としても分析いたしまして、今年度はこの事業は既に廃止をしておるということになっております。

この新聞なのですけれども、発行部数は4万5,000部程度ということで、メインは国内にいらっしゃる在日外国人の方々へ読んでいただくようなものであるというふうに認識しております。ですので、紙媒体のものが海外でどれくらい配られているかとかということは、申し訳ありませんが、存じ上げ

ておりませんし、ネット記事の配信がどの国でどれくらい閲覧されているかということも、市としては残念ながら把握はしておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（東 健而） 高橋征志委員。

○委員（高橋征志） まず、デジタル地域通貨の部分についてなのですが、先ほだのご答弁ですと、先方から契約解除の申出があったということで、基本的には市の責任ではなくて、相手方の責任において契約が解除されたというところ、一部調査委託の部分で成果があったので、約3割の部分で支払いをしたということで理解したのですが、ではその30%、29.5%ですけれども、そちらの得られた成果、調査結果というのは具体的にどのようなものになっているのかというところをお伺いいたします。

それから、s a t o y a m a 推進事業についてなのですが、令和4年度、交流会をやったということですが、結果的にですが、令和5年度は新聞記事を1本出して132万円ということになっています。ホームページも拝見して、記事は見ましたけれども、年に1回で、分量的には大体1,700字くらいの記事になっています。今年度は、もう廃止したということなのですが、発行されている部数といいますか、どこに行き渡ったかも分からないし、記事のページビューの数も分からないしということで、メインが日本にいる在日の外国人の方、在日といいますか、国内にいる外国人の方に配るとということで、その国外への魅力発信という部分についても、何か目的と乖離しているように思うのですが、昨年度の事業効果としてはどのように評価されていますか。

○委員長（東 健而） 商工労政課長。

○産業政策部商工労政課長（徳 学） デジタル地域通貨に係るお尋ねについてお答えいたします。

成果はどれほど委託事業で出ているかということですが、委託内容といたしまして、地域課題の整理ですとか、運用方法の研究ですとか、また研修会等の開催を委託内容としてございましたので、それぞれ成果割合を算出しまして、トータルで30%となつてございます。実際得られました成果といたしましては、市職員向けの研修会というものは仕様どおり開催していただいております。

また、アンケート調査も完全ではございませんけれども、一部実施していただいた部分とありまして、その履行率100%に対して計算して総合的に29.5%、約30%と算出したところでございます。

○委員長（東 健而） 観光・シティプロモーション課長。

○産業政策部観光・シティプロモーション課長（角本昌史） s a t o y a m a 推進事業の事業効果ということについてお答えをいたします。

この J a p a n T i m e s という新聞が日本国内にいらっしゃる外国人の方がメインターゲットであるということであるならば、その外国人の方々は日本に興味があって来ている、もしくは日本と事業的なつながりがあるという事で、そういう方々にむつ市の名前をアピールするという意味では、効果はなかったとは思っていません。ただし、その金額面、費用対効果という部分で我々も検討した結果として令和6年度においてはこの事業を廃止しておるといふ状況でありますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（東 健而） 高橋征志委員。

○委員（高橋征志） s a t o y a m a 推進事業につきましては、費用対効果という面で薄いという判断で今年度から中止に至ったということですので、そういった費用対効果の分析を踏まえて、何もやった事業が100%間違いなく成功していくわけありませんので、そういったところできちんと分析を踏まえて、やめる部分はきちんとやめて、次の新しいところに向かっていくということ、観光の部分だけではなくて、市の全体の事業の中でご検討いただければと思います。

それから、デジタル地域通貨の部分で最後にもう一点確認ですけれども、今回の委託料85万円、出来高29.5%に対する支出というのは、その契約の約款に基づいてきちんと正当な支払いだということ、間違いはないかということ、あと履行していただいた中に地域の課題というところの先ほどご答弁ありましたけれども、具体的にどのような地域の課題があるということ、調査結果が上がってきていますでしょうか。

○委員長（東 健而） 商工労政課長。

○産業政策部商工労政課長（徳 学） お答えいたします。

成果のお支払いの部分ですけれども、契約約款に基づいてお支払いしているということ、ごさいます。

成果としてどういった部分が出たかということ、アンケート調査を実施してございまして、市民の方からのキャッシュレス決済に関して、当地域でなかなかまだそれほど意識のほうに浸透していないというような結果も出てございまして、また、富岡直哉議員の一般質問でもご答弁差し上げましたけれども、収益的な面、なかなか持続可能な事業とならないことから、今回こういった判断とさせていただいたところ、ごさいます。

以上です。

○委員長（東 健而） ほかに質疑ありませんか。杉浦弘樹委員。

○委員（杉浦弘樹） それでは、1点質疑いたします。

223ページ、Aomori Global Advance Project 2023、こちらのほうをお聞きしますけれども、主要施策の実績報告書を見ますと、シンガポール国立大学の学生さんがむつ市に来て短期留学をして、「生産現場体験やホームステイ、地域の大学生との交流等を通じ、地域の歴史・文化や産業等について学びを深め、帰国後のインターンシップにおいてインバウンド・輸出・ブランディングの促進について実践することで、むつ・下北地域の産業の高度化を図った」というふうなことで、主要施策の実績報告書のほうにあります。私もこれちょっと機会があって見学させていただきました。かなりの大人数来ているのですけれども、予算が700万円程度ということで、予算のほうも抑えられた形で、非常にいい交流ができていたのかなと私自身もちょっと見学させていただいた中で、実際にシンガポールのほうで、この体験を通じてどのような情報発信をしているのか、そちらのほうをお聞きしたいと思います。

○委員長（東 健而） 観光・シティプロモーション課長。

○産業政策部観光・シティプロモーション課長（角本昌史） お答えいたします。

シンガポールの学生さんがシンガポールに戻ってから、現地法人でのインターンシップをします。その中で輸出、インバウンド、ブランディングといったチームに分かれて、それぞれ目標を立てて取り組むということになります。

どういったPRをしたかというところではいきますと、現地での物販フェア的なそういったイベントでむつ市の産品を紹介し、販売していただきました。その成果も含めてインターンシップ期間での売上げとして、彼らだけでむつ市の産品を111万円売上げたといった実績がございます。そのほか、観光フェアにも出店しまして、そこで、自分たちの肌で感じたむつ市の魅力をシンガポールの在住者にお伝えし、むつ市に興味がある、行ってみたいといった方々のリストを作成したところ、100名の方々のリストを彼らが、大学生が作ったということになっております。

また、こういったフェアでの期間中、彼らが情報発信するためのツールとしてインスタグラムをしているのですけれども、そのフォロワー数が、その期間中だけで1,900件増えたということです。これらの情報発信をして、むつ市のファンを現地で、彼らの力だけで獲得してくれたということで、非常に高い事業効果が上がっているものと認識しております。

○委員長（東 健而） 杉浦弘樹委員。

○委員（杉浦弘樹） すごいですね、今答弁を聞いてびっくりしました。

それでは、今後この事業のほうは継続的に行っていく考え等があるのかどうか。また、こちらのプロジェクトのほう、短期留学というふうな形で一定程度むつ市内のほうにいるということで、やはり経済も動いていくと思います。そういった効果のほうが生まれているのであれば、今後継続的にぜひ続けていただきたいと考えているのですが、その辺の部分についてもお答え願いたいと思います。

○委員長（東 健而） 観光・シティプロモーション課長。

○産業政策部観光・シティプロモーション課長（角本昌史） お答えいたします。

今後の方向性という部分では、なかなかこの決算審査の場では言及しがたいところではあるのですが、我々としてはこの事業効果を踏まえますと、ぜひ継続していきたいということで、現在の2024の事業についても取り組んでおるところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（東 健而） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 212ページ、光のアゲハチョウ推進事業についてお聞きいたします。

今年、まず日本で初めて世界夜景遺産に登録されたわけですが、この令和5年度の動きとしてはこういった行動がなされたのか、お伺いいたします。

○委員長（東 健而） 観光・シティプロモーション課長。

○産業政策部観光・シティプロモーション課長（角本昌史） お答えいたします。

令和5年度における光のアゲハチョウ推進事業の主なところといたしますと、夜景鑑賞地整備等業務委託料というもので業務委託をしているわけですが、この業務委託の中で釜臥山展望台が世界夜景遺産に値するかどうか、それに値するならば、こういった対策が必要かという部分を調査していただき、その調査結果に基づいて必要な改修をしたという部分が令和5年度における動きということになります。

以上です。

○委員長（東 健而） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） ありがとうございます。見事に夜景遺産に登録されました。本当にむつ市の誇るべき大きな一つの財産となりましたけれども、これからこの夜景を守っていくために、地域のありようによって、まちのありよ

うによって夜景も変わっていくと思いますが、多くの方に展望していただくための施策とか、何か考えておりましたでしょうか。

○委員長（東 健而） 観光・シティプロモーション課長。

○産業政策部観光・シティプロモーション課長（角本昌史） 今後の取組等につきましては、何度も繰り返しになりますが、この場でお話しすべきことではないという認識でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ただ、まちのありようという部分では、光のアゲハの輪郭がいつまでも続いてくれることを祈りますし、そういった都市計画上の計画が守られていくことも願っております。また、今年度の取組としても様々な情報発信をしていかなければならないという思いで取り組んでおりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（東 健而） 濱田委員に申し上げます。

本日は決算の審査でございますので、目的以外に、横にしないように、決算審査の質疑をするようお願いいたします。よろしいですか。

（「よろしいです」の声あり）

○委員長（東 健而） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東 健而） 質疑なしと認めます。

これで第7款商工費についての質疑を終わります。

説明員交代のため、暫時休憩いたします。

午前11時36分 休憩

午前11時37分 再開

○委員長（東 健而） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第8款土木費について、理事者の説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（木下尚一郎） それでは、第8款土木費のうち、都市整備部で所管しております費目についてご説明いたします。決算書の227ページをお開き願います。

まず、第1項土木管理費、第1目の土木総務費についてであります。これは土木、都市計画関連の一般職員の人件費のほか、道路占用、住居表示台帳、道路台帳、道路除排雪業務を統合管理する道路情報とシステムの保守などに要した経費となっております。

次に、229ページに移りまして、第2項道路橋りょう費についてご説明いたします。第1目の道路橋りょう総務費についてであります。これは道路及び橋りょうの管理に要した経費でありまして、主なものといたしましては、

道路台帳整備事業費、ゆとりの駐車帯管理費、230ページの街路灯管理費及び街路灯LED化事業となっております。

次に、第2目土木維持費についてであります。これは道路補修や除排雪業務など道路の維持管理に要した経費でありまして、主なものとしたしましては、除排雪経費4億1,014万8,708円のほか、道路維持補修費、232ページの私道等整備補助金、道路整備工事5件を施工した市道等維持事業費及び除雪機購入事業費となっております。不用額は2,072万1,543円で、主なものとしたしましては、17節備品購入費での1,615万2,520円となり、これは除雪機購入事業における入札執行残によるものであります。翌年度繰越額の繰越明許費は936万2,000円となっておりますが、これは除雪機購入事業において全国的な資機材の需要の高まりにより、除雪機の納入に時間を要することとなり、年度内の納入が困難となったため繰越ししたものでございます。

次に、第3目用地管理費についてであります。これは道路や水路等の用地管理に要した経費となっております。

次に、233ページに移りまして、第4目道路新設改良費についてであります。これは道路の新設改良に要した経費でありまして、主なものとしたしましては、大湊地区の浜通線融雪溝整備事業、市内の幹線道路15路線について舗装長寿命化修繕計画の策定を行った道路整備事業費及び大畑地区の仮団地橋架け替えに係る迂回路整備などを行った橋梁長寿命化修繕事業費となっております。不用額は4,177万3,322円で、主なものとしたしましては、14節工事請負費での4,032万6,100円となり、これは浜通線融雪溝整備事業及び橋梁長寿命化修繕事業における執行残によるものであります。翌年度繰越額の繰越明許費は8,308万1,000円となっておりますが、これは浜通線融雪溝整備事業において、融雪溝設置時に既設のロードヒーティングの撤去が必要となり、その復旧に係る材料調達に不測の日数を要することが判明し、撤去した場合、冬期間のロードヒーティングの稼働ができなくなることから、交通の安全を確保するため繰り越した事業費6,130万円及び橋梁長寿命化修繕事業において、国費の追加配分に応じ事業を追加しましたが、年度内での事業完了が困難となったため繰り越した事業費2,178万1,000円であります。

次に、234ページに移りまして、第5目特定交通安全施設整備費についてであります。これは市町村に交付される交通安全対策特別交付金を活用し、交通安全事業に要した経費でありまして、道路区画線の塗り替えなどを実施したものであります。

次に、第3項河川費についてご説明いたします。第1目の河川総務費についてであります。これは市が管理する河川等の維持管理や、青森県が実施



する急傾斜地崩壊対策事業に係る負担金等に要した経費でありまして、主なものといたしましては、河川や水路の草刈り作業などを実施した河川維持費のほか、235ページの県が川内町桧川地域など3か所で施行した事業に係る急傾斜地整備事業負担金となっております。

次に、第2目河川改修費についてであります。これは新田名部川歩行空間の環境整備の一環として橋から橋までの距離を表示するシートの設置費用を計上しておりましたが、設置箇所が現在青森県で実施している赤坂橋架け替え工事の施工範囲内であったことから未執行となったものであります。

次に、第4項港湾費、第1目の港湾総務費について説明いたします。これは、市が加盟する港湾関連の協会等の会費及び負担金に要した経費であります。

次に、第5項都市計画費についてご説明いたします。第1目の都市計画総務費についてであります。これは都市計画関連事務の執行及び236ページの都市計画基礎調査に要した経費であります。

次に、第2目公園管理費についてであります。これは都市公園15か所及びその他遊園地広場等18か所の維持管理に要した経費でありまして、主なものといたしましては、公園等の光熱水費のほか清掃や維持管理業務等の委託料、237ページの都市公園の機能や配置の再編により公園の利用促進を図る都市公園ストック再編事業費となっております。翌年度繰越額の繰越明許費は4,469万2,000円となっております。これは都市公園ストック再編事業において宇田児童公園公衆トイレ新築工事の設計内容の見直しに時間を要したことにより、関連する宇田児童公園改修工事とともに繰り越したものであります。

次に、第3目駅前広場管理費についてであります。これは下北駅前広場及び大湊駅前広場の維持管理に要した経費であります。

次に、238ページに移りまして、第4目かわうちまりんびーち管理費についてであります。これはかわうちまりんびーちの維持管理及び海水浴場の開設に要した経費であります。

次に、第5目街路整備費についてであります。これは都市計画道路横迎町中央2号線の整備に要した経費でありまして、道路整備工事費のほか、事業用地の隣接地における補償積算業務委託料などとなっております。

次に、第6目コンパクトシティ推進費についてであります。これはコンパクトシティ構想によるまちづくりを推進する事業に要した経費でありまして、主なものといたしましては、児童・生徒をはじめとする歩行者の安全安心な歩行空間を確保するため、市道新町昭和町線で実施した歩行空間形成推

進工事のほか、市道西町線の歩道整備に伴う土地購入及び物件移転等補償を実施したコンパクトシティ推進事業費、239ページの代官山公園の改修工事を行った田名部まちなか地区都市構造再編集中支援事業及び金谷公園の改修工事を行った金谷都市拠点地区都市構造再編集中支援事業となっております。不用額は2,026万1,179円で、主なものとしたしましては、14節工事請負費の429万7,710円、16節公有財産購入費の445万5,461円、21節補償補てん及び賠償金の993万6,248円となっており、コンパクトシティ推進事業費における歩行空間形成推進工事での入札執行残及び市道西町線歩道整備用地の用地交渉に日数を要したことなどによる執行残によるものであります。翌年度繰越額の繰越明許費は8,413万1,000円となっておりますが、これは市道西町線歩道整備事業において用地取得対象地における物件の移転等に時間を要したことから繰り越した事業費400万円、田名部まちなか地区都市構造再編集中支援事業において歩行空間の整備に当たり、同一敷地内で計画している民間工事の遅延に伴い、市の工事にも遅延が生じたことにより繰り越した事業費3,091万円及び金谷都市拠点地区都市構造再編集中支援事業において国土交通省の補助金制度の改正による事業計画の見直しや支障物件の移転に時間を要したことにより繰り越した事業費4,922万1,000円であります。

次に、240ページに移りまして、第7目景観費についてであります。これは令和3年6月に策定したむつ市景観計画に基づき、市内の良好な景観の保全や活用を図るための経費でありまして、主なものとしたしましては、早掛沼公園等で実施した桜満開プロジェクトのほか、景観重要樹木の一つであります銀杏木のダイチョウや下北駅前広場のライトアップ、脇野沢地区の平和小公園の改修などを実施したみどりと景観創造事業費となっております。

次に、第6項住宅費について説明いたします。第1目の住宅総務費についてであります。これは主に住宅関連の一般職員の人件費などに要した経費であります。

次に、241ページに移りまして、第2目住宅管理費についてでございます。これは市営住宅19団地590戸の修繕や草刈りなどの維持管理に要した経費などとなっております。

次に、242ページに移りまして、第3目市営住宅建設費についてであります。これは市営住宅建替事業などに要した経費でありまして、主なものとしたしましては、老朽化した市内10団地の集約建替事業であります（仮称）田名部まちなか団地整備事業や川内楯楯木団地1棟3戸の建替事業費となっております。不用額は2億918万1,487円で、主なものとしたしましては、16節公有財産購入費の1億8,390万8,818円となり、これは（仮称）田名部まちな

か団地整備事業におきまして、物価高騰による変更契約として約4億2,600万円を見込んでおりましたが、契約時点において物価指数の上昇が緩やかになったことにより、契約変更金額が見込額より下回ったことによるものであります。

なお、(仮称)田名部まちなか団地についてであります。令和5年8月31日付で引渡しを受けまして、翌日の9月1日から田名部まちなか住宅として供用を開始しております。

すみません、先ほどのむつ市景観計画の策定年月日ですが、令和3年6月を「昭和3年6月」とお話ししましたので、訂正させていただきます。

以上が第8款土木費うち、都市整備部が所管しております費目の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(東 健而) 建設技術部長。

○建設技術部長(小笠原洋一) それでは、第8款土木費のうち、建設技術部で所管しております費目についてご説明いたします。決算書の227ページをお開き願います。

第1項土木管理費、第2目建設総務費についてであります。これは一般職員の給与費のほか、建築及び土木技術部門の関連事務経費となっております。主なものといたしましては、228ページのデジタル化を推進する既存図面のPDFデータ化事業、デジタルデバイスの整備事業等を実施しております。

以上が第8款土木費うち、建設技術部が所管しております費目の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(東 健而) ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(東 健而) 質疑なしと認めます。

これで第8款土木費についての質疑を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

○委員長(東 健而) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第9款消防費について、理事者の説明を求めます。総務部長。

○総務部長(吉田由佳子) それでは、第9款消防費についてご説明いたします。決算書の243ページをお開き願います。

まず第1項消防費、第1日常備消防費についてであります。これは下北

地域広域行政事務組合に対する負担金でありまして、消防本部28名、むつ消防署47名、大湊消防署27名、大畑消防署27名、川内消防分署21名、脇野沢消防分署17名、計167名の消防職員の人件費などの経費のほか、ハード事業分の負担金として川内消防分署及び脇野沢消防分署建設事業に係る建設候補地地質調査業務委託料及び測量設計業務委託料に要する経費を支出したものであります。不用額は3,207万5,000円で、18節負担金補助及び交付金となっております。下北地域広域行政事務組合への市町村負担金が減額となったことによるものです。

次に、第2目非常備消防費についてであります。これは下北地域広域行政事務組合に委託しているむつ市消防団事務の委託料でありまして、むつ消防団350名、川内消防団216名、大畑消防団139名、脇野沢消防団93名、計798名の団員報酬や費用弁償などとして支出したものであります。

次に、第3目水防対策費についてであります。これは災害時に備え、水防倉庫の電気料及び備蓄保管されている応急措置用の資機材の補充などに係る経費であります。

次に、243ページから246ページにかけての第4目防災対策費についてであります。これは防災対策全般に関する経費で、主なものといたしましては、243ページの各種法改正及び上位計画の修正などを踏まえたむつ市地域防災計画の修正並びに津波浸水想定拡大などの最新の知見を反映し、むつ市津波避難計画の修正を行った地域防災計画関連費、245ページの防災情報伝達手段整備事業などとなっております。不用額は2,342万9,452円で、主なものは12節委託料の1,955万5,012円となっております。これは主にむつ市デジタル防災センター整備事業における入札執行残によるものであります。

次に、246ページから247ページにかけての第5目消防施設整備費についてであります。これは消防団装備の整備及び施設の修繕に関する経費で、主なものといたしましては、246ページの老朽化により使用困難となりました大畑消防団第4分団屯所を整備した消防屯所整備事業、246ページから247ページにかけてのむつ消防団第10分団に消防ポンプ事業車1台を整備した消防団車両整備事業となっております。不用額は1,032万2,520円で、主なものは14節工事請負費の832万9,000円となっております。これは消防屯所整備事業における入札執行残であります。

以上が第9款消防費の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（東 健而） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東 健而） 質疑なしと認めます。

これで第9款消防費についての質疑を終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 1時05分 休憩

午後 1時06分 再開

○委員長（東 健而） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第10款教育費についてであります。

まず、第10款教育費のうち、教育委員会が所管する事項について、理事者の説明を求めます。教育部長。

○教育部長（福山洋司） それでは、第10款教育費のうち、教育委員会で所管しております費目についてご説明いたします。決算書の248ページを御覧願います。

まず、第1項教育総務費、第1目の教育委員会費についてであります。これは教育委員4名分の報酬及び教育委員会の開催等に要した経費となっております。

次に、第2目の事務局費についてであります。これは事務局の事務事業に要した経費で、主なものといたしましては、250ページの東京大学との連携事業下北Projectに係る経費となっております。

次に、同じく250ページ、第3目の義務教育振興費についてであります。これは小中学校の教育活動支援に要した経費で、主なものといたしましては、小中一貫教育推進事業として非常勤講師8名の配置、252ページのスクールサポーター33名の配置事業及び外国語指導助手5名の派遣事業となっております。不用額は1,981万596円で、主なものといたしましては、1節の報酬が876万1,596円及び8節の旅費が355万5,656円となっており、これは小中一貫教育推進事業及びスクールサポーター配置事業において、勤務年数で異なる報酬単価及び距離で異なる費用弁償において、予算では最も高い単価で積算していたこととの差額によるものとなります。

次に、257ページに移りまして、第4目の教育研修センター費についてあります。これはむつ市教育研修センターの管理運営に要した経費で、主なものといたしましては、教育相談員2名を配置した教育相談室費、259ページの自立支援相談員6名を配置した適応指導教室運営費となっております。

次に、同じく259ページ、第5目の学務管理費についてあります。これは児童生徒の就学援助等に要した経費で、主なものといたしましては、奨

学金貸付事業費、260ページの準要保護児童生徒援助費となっております。不用額は2,046万1,135円で、主なものとしたしましては、19節の扶助費が974万8,304円となっております、これは準要保護児童生徒援助費において、想定よりも申請件数が少なかったことによるものとなります。また、20節貸付金が612万5,000円となっております、これは奨学金貸付事業費において、想定よりも申請件数が少なかったことによるものであります。

次に、261ページに移りまして、第6目の教員住宅管理費についてであります。これは教職員住宅の修繕費等に要した経費となっております。

次に、第2項小学校費、第1目の小学校管理費についてであります。これは小学校12校の管理運営に要した経費で、主なものとしたしましては、262ページのスクールバス運行管理事業、265ページの学校情報通信環境管理運営事業などのG I G Aスクールの運用に係る経費となっております。不用額は2,660万617円で、主なものとしたしましては、10節の需用費が1,016万2,836円となっております、これは学校管理運営費の光熱水費において、暖冬の影響から支出が抑えられたことによるものであります。また、12節の委託料が946万8,378円となっております、これはスクールバス運行管理事業、学校情報通信環境管理運営事業などの各事業における入札執行残となっております。翌年度繰越額が1,468万4,000円となっておりますが、12節の委託料727万円につきましては、小学校冷房設備整備事業における冷房設備整備工事設計業務委託を翌年度に繰越したことによるもの、また14節の工事請負費741万4,000円につきましては、小学校整備事業における大湊小学校高圧受電設備更新工事を翌年度に繰越したことによるものであります。

次に、265ページに移りまして、第2目の小学校教育振興費についてであります。これは教材備品及び学校図書などの購入に要した経費となっております。

次に、266ページに移りまして、第3項中学校費、第1目の中学校管理費についてであります。これは中学校9校の管理運営に要した経費で、主なものとしたしましては、スクールバス運行管理事業、269ページから270ページにかけての学校情報通信環境管理運営事業などのG I G Aスクールの運用に係る経費となっております。不用額は2,583万2,951円で、主なものとしたしましては、12節の委託料が935万7,354円となっております、これは中学校整備事業、学校情報通信環境管理運営事業などの各事業における入札執行残となっております。また、14節の工事請負費が1,081万5,900円となっております、これは中学校設備等維持修繕・除却事業及び中学校整備事業等における入札執行残となっております。翌年度繰越額が12節の委託料で582万円となってお

りますが、これは中学校冷房設備整備事業における冷房設備整備工事設計業務委託を翌年度に繰越したことによるものであります。

次に、270ページに移りまして、第2目の中学校教育振興費についてであります。これは教材備品及び図書などの購入に要した経費となっております。

次に、271ページに移りまして、第4項社会教育費、第1目の社会教育総務費についてであります。これは生涯学習の推進に要した経費で、主なものとしたしましては、273ページのむつ市海と森ふれあい体験館管理費及び地域学校協働活動推進事業となっております。

次に、同じく273ページ、第2目の公民館費についてであります。これは各公民館と地区公民館の管理運営に要した経費で、主なものとしたしましては、273ページから282ページにかけての各公民館における管理運営費、青少年教育事業費、婦人教育事業費、成人教育事業費、市民大学事業費及び大畑町赤川地区復旧・復興関連の事業費となっております。

次に、同じく282ページ、第3目の図書館費についてであります。これは図書館の管理運営に要した経費で、主なものとしたしましては、図書館施設維持管理費、283ページの図書館事業運営費、284ページの奉仕員の配置及び285ページの図書館空調設備改修事業となっております。不用額は3,060万3,926円で、主なものとしたしましては、14節の工事請負費2,536万8,000円となっており、これは図書館空調設備改修事業における入札執行残となっております。

次に、285ページに移りまして、第4目の文化振興費についてであります。これは芸術文化の振興、文化財の保護等に要した経費で、主なものとしたしましては、286ページの文化財収蔵庫管理費、287ページの埋蔵文化財発掘調査事業、二枚橋2遺跡出土品保存修理事業及び重要文化財旧大湊水源地水道施設修理事業となっております。

次に、289ページに移りまして、第5目の下北自然の家管理費についてであります。これは下北自然の家の指定管理及び改修事業に要した経費となっております。

次に、第6目の地域文化・スポーツクラブ推進費についてであります。これは地域文化・スポーツクラブ、通称「むつ☆かつ」の運営に要した経費で、主なものとしたしましては、会計年度任用職員であるクラブマネージャーの配置及び運営母体となるむつ市文化・スポーツクラブへの負担金となっております。不用額は1,193万3,081円で、主なものとしたしましては、1節の報酬879万4,152円で、これは地域クラブへの移行初年度に当たり、当初想定

していたクラブマネジャーの人数より少ない人数で運用したことによる執行残となっております。

次に、292ページに移りまして、第5項保健体育費、第2目の学校保健費についてであります。これは児童生徒及び教職員の健康管理に要した経費で、主なものといたしましては、健康診断委託事業及び学校医委託事業となっております。

次に、293ページに移りまして、第3目の学校給食費についてであります。これは小中学校へ給食を提供するための共同調理場3施設及び単独調理場9施設に要した経費で、主なものといたしましては、293ページの光熱水費や北通り地区学校給食調理業務委託を含む学校給食管理費及び294ページの（仮称）むつ市防災食育センター建設事業となっております。不用額は1,858万4,191円で、主なものといたしましては、10節の需用費が306万6,953円となっており、これは暖冬の影響で、各調理場の光熱水費の支出が抑えられたことなどによるものであります。また、14節の工事請負費が1,054万7,240円となっており、これは（仮称）むつ市防災食育センター建設工事に係る入札執行残となっております。翌年度繰越額が12節の委託料で116万2,000円となっております。これは（仮称）むつ市防災食育センター建設事業に係る工事監理業務委託及び工事設計意図伝達業務委託を翌年度に繰越したことによるものであります。

以上が第10款教育費のうち、教育委員会で所管しております費目の説明となります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（東 健而） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。野中貴健委員。

○委員（野中貴健） 289ページから290ページ、第10款第4項第6目地域文化・スポーツクラブ推進事業、いわゆる「むつ☆かつ」について2点お聞きいたします。

先日総務教育常任委員会で所管事務調査を行って、「むつ☆かつ」で活動する生徒を間近で拝見いたしました。皆さん楽しそうに活動していることを委員会として確認しました。

質疑としては、指導者とマネジャーについて確認いたします。指導者は、地域の方はもちろんですけれども、市役所の職員を含む公務員の方もたくさん指導者として登録されていると承知しております。当然指導者ですので、報酬が発生しますけれども、これは会計年度任用職員も報酬がもらえるかお伺いいたします。

もう一点ですけれども、むつ市スポーツ・文化コーディネーター費とあり



ますけれども、この内訳と効果についてお伺いいたします。

○委員長（東 健而） 地域クラブ企画推進課長。

○教育委員会事務局次長地域クラブ企画推進課長（岩瀬圭吾） お答えいたします。

まず1点目、報酬に関してでありますけれども、市役所職員、あと会計年度任用職員、いずれも報酬支払いの対象となっております。

もう一点のコーディネーターにつきましては、決算資料290ページの報酬、むつ市スポーツ・文化コーディネーター報酬336万円ですけれども、月額で28万円お支払いしております。大体毎月1回程度ですけれども、市のほうに来ていただきまして、現在クラブを運営しながら、あと来年度の移行の準備もしております。その運営の仕方について、助言、アドバイスをいただきながら、あと来年度の移行について、これ将来的にはできるだけ自立運営というか、そういうところを目指しておりますので、スポンサー企業の開拓であるとか、あと指導者の獲得、そういったところで、大学の先生にこれお願いしておりますので、各大学であるとかいろんなところ、いろんなつながりの中でそういった検討をしていただいております。

以上でございます。

○委員長（東 健而） 野中貴健委員。

○委員（野中貴健） 答弁いただきました。コーディネーターのほうは理解いたしました。

会計年度任用職員のほうも報酬がもらえるということなのですが、であれば、このマネジャーのほうは会計年度任用職員ですので、例えばマネジャー兼指導者のほうも報酬をもらえるという認識でよろしいでしょうか。

○委員長（東 健而） 地域クラブ企画推進課長。

○教育委員会事務局次長地域クラブ企画推進課長（岩瀬圭吾） お答えいたします。

マネジャーであって会計年度任用職員の場合、いずれも会計年度任用職員としての報酬をもらって、あとは指導者としての報酬を受け取ることは可能ですけれども、勤務時間の割り振りの中で、マネジャーとして勤務している場合であれば、その報酬というのは当然受け取ることはできません、これは二重払いになりますので。ですので、マネジャーとしての勤務外の部分であれば報酬を受け取ることができます。

○委員長（東 健而） 野中貴健委員。

○委員（野中貴健） 現在もそういう方がいるというのは聞いたのですが、これも、これがいいのかどうか、ちょっと私も法的には分からないのですが、細

かいところは先日の所管職務調査でいろいろ聞いたのですけれども、そのほかについては、申し訳ないですけれども、今度一般質問でやらせていただきます。その報酬に関してですけれども、そもそも指導者あるいはマネジャーが不足している。先ほどもマネジャーが足りなくて、決算額も少ないというのは聞いたのですけれども、不足しているからこそ、要は兼務しながら指導していると私は思っています。それが発生していると、私は思っているのですけれども、マネジャー業務を遂行しながら、そのクラブで専門性のあるスキルがあるのであれば、報酬が発生するのではないかと私は考えていますけれども、最後にこのことについてのご所見をお伺いいたします。

○委員長（東 健而） 地域クラブ企画推進課長。

○教育委員会事務局次長地域クラブ企画推進課長（岩瀬圭吾） お答えいたします。

先ほどとちょっと同じようなお答えになるかもしれませんが、マネジャーとしての勤務時間が2種類あるのですが、大体11時45分から19時15分、6時間30分、休憩時間1時間挟みます。この間にいわゆる「むつ☆かつ」としてのクラブ活動が午後5時から午後6時半まで大体入ります。この間に指導するというになると、マネジャーとしての業務で報酬を支払っていることになります。指導者としての報酬を支払うと、これ二重払いになりますので、支払うことはできないというふうになります。ですので、マネジャーとしての勤務のないときに指導者として指導に当たる、その場合には指導者として報酬をお支払いできるというふうになりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○委員長（東 健而） ほかに質疑ありませんか。高橋征志委員。

○委員（高橋征志） 2点お伺いいたします。

1つ目が261ページ、第10款第1項第5目学校管理費の教職員勤怠管理実施事業についてですけれども、学校にタイムカードを導入した目的と、1年実施してみた効果、どのような効果があったかというところをお伺いしたいと思います。

2点目は266ページ、第10款第2項第2目小学校教育振興費の中の300円ですけれども、支払遅延利息というのがあります。どのような経緯で支払い遅延が起きたのかお聞かせください。

○委員長（東 健而） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（畑中俊彦） お答えいたします。

まずタイムカードのほうになりますけれども、こちらのほう、国の事業で教職員の勤務時間を客観的に把握しなければならなくなったので、導入した

次第であります。こちらのほう、導入はしたのですけれども、昨年度は実験での実施段階で今年度4月から本格稼働しておりますので、効果的にはより勤務時間に近い形の時間数を拾えているのではないかと考えておりますが、今後引き続き拾っていくことによって効果が出るものと考えております。

次に、遅延利息300円については、うちのほうの支払いが、請求書から支払いまでの期限が過ぎたことによる遅延利息支払い部分になります。

以上となります。

○委員長（東 健而） 高橋征志委員。

○委員（高橋征志） タイムカードの導入につきましては、4月から本格稼働ですけれども、おおむね実態が把握できたということかと思えます。昨年度少し実験的に運用して、今年4月から本格的に稼働していますけれども、運用してみても見えてきた課題と申しますか、実際の先生方の勤務時間を把握することによって見えてきた課題というものはどのように捉えているのかという点をお聞きしたいと思います。

もう一点ですけれども、支払遅延ですので、請求書を受け取ってから30日間支払いができなかったことによって遅延利息が発生したということですが、なぜ30日かかってしまったのか、詳しい内容をお知らせください。

○委員長（東 健而） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（畑中俊彦） まずタイムカードのほうですけれども、今までであれば、先生方のほうは実際に勤務して、自分たちで出勤時間をつけて、退勤時間をつけていたのですけれども、タイムカードを利用することによって、より実態、実際に近い時間を把握できているのかなと考えております。

ただ、実際今のところ4月から7月分を集計したところでは、そんなに今までと時間数は変わらない実績が出ておりますので、より実態に近い時間を把握できているのみであって、特にそれを入れたからというので何か効果上がるものではないと考えております。

支払い遅延のほうでありますけれども、こちらは事務の執行が遅くなりまして、請求書を受け取ってからそのまま保留していて、単純に遅くなったものになります。

以上となります。

○委員長（東 健而） 高橋征志委員。

○委員（高橋征志） タイムカードにつきましては、今先生方の働き方改革と申しますか、負担の軽減というところも全国的に話題になっておりますので、せっかくタイムカードを入れるのであれば、より負担を減らすような方向に

活用していただければと思います。

支払い遅延の件についてですけれども、たまたま今日デーリー東北さんの新聞記事の中で、岩手県の九戸村で後期高齢者の高額療養費について、1,659万円ですか、時効で請求できないという事例が起きたそうです。今回の支払い遅延に関しては、金額がとても少ないので、ダメージが少なくてもよかったですと思うのですけれども、こういったミスといいますか、全国的に発生していますし、またいつ起こらないとも限りません。起きてしまったことなので、もう仕方ないので、原因をしっかりと分析して、教育委員会の話だけでも、学校だけの話でもなくて、もう役所全体の話になると思いますので、このようなことが起きないようにしっかりと原因を分析して、次につなげていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（東 健而） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（畑中俊彦） 委員おっしゃるとおり、支払い遅延に関しては、あってはならないことだと思っておりますので、より注意をして、課として、教育委員会としてしっかりと管理して、今後起こらないように注意してまいりたいと考えております。

以上で終わります。

○委員長（東 健而） ほかに質疑ありませんか。櫻田秀夫委員。

○委員（櫻田秀夫） 293ページの第5項第2目学校保健費、AEDのリース料なのですけれども、これは各施設にはあると思うのですけれども、リース料152万3,610円となっておりますが、これは何台、何校に配置しているのかと、これまで使用実績はあるのかということでお聞かせください。

○委員長（東 健而） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（畑中俊彦） お答えいたします。

AEDに関しては、市内小・中学校の校舎用と体育館用を合わせて全部で30個あります。そちらのほうを設置して運用しております。

すみません、AEDの利用に関しては、うちのほうに話が入ってきたものはありませんので、使用は今のところないと考えております。

以上となります。

○委員長（東 健而） 櫻田秀夫委員。

○委員（櫻田秀夫） 一応こういう時代ですので、配置は大事だと思うのですけれども、今後リースに当たって、購入するかどうかという、そういうのは勘案したと思うのですが、購入するよりもリースのほうが効率的だったという理由なのか、また、AEDというのはやっぱり知識がないと、実際その状

況があったときに、いざというときに飾りになってしまいますので、そういう訓練というか、実際現場でやっているのか、お聞かせください。

○委員長（東 健而） 教育委員会次長。

○教育委員会事務局次長地域クラブ企画推進課長（岩瀬圭吾） A E Dの購入もしくはリースについて、リースのほうが有効だったという点についてですが、A E Dについてはバッテリーとかパット、これが使用期限が決められております。かなり数を保有している場合に、その使用期限の把握というのが少し的確でなくなるというおそれがあります。リースであれば、契約会社のほうで、その点全部サポートしていただけるので、そのほうが安全だということところで、A E Dの設置についてはリースのほうが大体望ましいというふうな判断で今設置が進められておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（東 健而） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（畑中俊彦） 私のほうからは、A E Dの使い方等についてお答えいたします。

学校のほうで、養護教員さんなどが研修などを受けに行つて、それを学校のほうで展開したり、またポスターの掲示や使用の仕方などを学校のほうで回覧して、いつでも利用できるように対応しております。

以上となります。

○委員長（東 健而） 櫻田秀夫委員。

○委員（櫻田秀夫） そういう周知や知識を公表するのは大事なのですが、実際やって訓練をするという機会も必要ではないかなと思いますので、ぜひよろしく願います。

以上です。

○委員長（東 健而） ほかに質疑ありませんか。佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） 281ページ、第10款第4項第2目公民館費でございます。今回ずらざらとあるのですが、25番目の大畑地区公民館改修事業（大畑公民館）、そして26番のむつ市大畑町赤川地区復旧ということになるのですが、両方見ますと、赤川地区の公民館の改修事業になっているのですが、これがなぜ2つになっているのかお伺いいたします。

○委員長（東 健而） 大畑公民館長。

○大畑庁舎市民生活課長教育委員会大畑公民館長（山崎憲一） お答えいたします。

それぞれの事業に対する財源が異なるためでございます。

以上です。

○委員長（東 健而） 佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） 「はい」と言うしかないのでありますが、分かりました。

それでは、これは財源が違うということでこうなっているのですが、これはむつ市の公共施設等総合管理計画の中に入った上での工事なのかお伺いいたします。

○委員長（東 健而） 大畑公民館長。

○大畑庁舎市民生活課長教育委員会大畑公民館長（山崎憲一） お答えいたします。

赤川地区公民館改修事業につきましては、むつ市公共施設等総合管理計画に基づく工事でありまして、もう一方の赤川地区復旧・復興事業に関しましては、むつ市大畑町赤川地区復旧・復興基本方針に基づく工事でございます。

以上です。

○委員長（東 健而） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東 健而） 質疑なしと認めます。

これで第10款教育費のうち、教育委員会が所管する事項についての質疑を終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 1時37分 休憩

午後 1時38分 再開

○委員長（東 健而） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第10款教育費のうち、市民生活部が所管する事項について、理事者の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） それでは、第10款教育費のうち、市民生活部で所管しております費目についてご説明申し上げます。決算書の290ページをお開き願います。

まず、第5項保健体育費、第1目保健体育総務費についてであります。これはスポーツの推進及び各種スポーツ団体の育成や支援などに要した経費でありまして、主なものとしたしましては、一般職員8名分の人件費のほか、スポーツ大会開催団体等へ交付するスポーツ推進補助金及びむつ市体育協会補助金、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会負担金などとなっております。

次に、295ページに移りまして、第4目体育施設管理費についてであります。これは市内に点在する各体育施設等の維持管理に要した経費でありま

して、主なものといたしましては、むつ運動公園釜臥山スキー場及び大畑中央公園に係る指定管理料、川内球場等を管理するふれあいスポーツパーク管理費のほか、各体育施設の改修事業費となっております。

次に、297ページに移りまして、第5目体育館管理費についてであります。これは川内体育館及び大畑体育館の管理に要した経費であります。

次に、298ページに移りまして、第6目防災緑地・大平マリーナ管理費についてであります。これは青森県との協定により市が管理する防災緑地及び大平マリーナ緑地の維持管理に要した経費であります。

次に、299ページに移りまして、第7目おおみなと臨海公園管理費についてであります。これはおおみなと臨海公園の維持管理に要した経費でありまして、主なものといたしましては、ウェルネスパークアリーナ指定管理料などとなっております。

以上が第10款教育費のうち、市民生活部で所管しております費目の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（東 健而） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。富岡直哉委員。

○委員（富岡直哉） それでは、2点質疑いたします。

まず、295ページの体育施設管理費の補償補てんについてであります。これは釜臥山スキー場分の指定管理料の補填であるというふうに思いますが、令和5年度中におけるスキー場の開設状況の詳細と、併せてどのような積算により補填となったのかお伺いいたします。

次に、299ページのおおみなと臨海公園管理費の電波障害対策工事についてであります。令和5年度中においてはどのような対策工事の実施となったのかお伺いいたします。

○委員長（東 健而） 市民スポーツ課長。

○市民生活部副理事市民スポーツ課長（加藤昭広） お答えいたします。

むつ市釜臥山スキー場の開設状況であります。令和5年度は12月16日にスキー場開きをしたものの、その後まとまった降雪がなく、営業開始は1月25日となりました。その後2月中旬から下旬にかけて積雪不足のため営業できませんでした。期間終了となる3月20日までの43日間開設しております。

また、スキー場は降雪時期、降雪量、雪質等で利用者数が大きく左右され、自然の影響を受けやすい施設であることから、基本協定書において補填の規定を定めているものであります。

令和5年度は、その影響を受け、利用者数は5万392人、営業日数は43日、スキーリフト使用料は535万9,100円となり、基本協定書に基づき補填してお

ります。

補填の積算につきましては、市が指定管理者公募時に積算したスキーリフト使用料1,403万2,100円の90%、1,262万9,000円を下回ったことから、令和5年度のスキーリフト使用料収入分535万9,100円を引いた額726万9,900円を補填したものであります。

次に、電波障害対策工事ではありますが、しもきた克雪ドーム建設時にテレビ電波の受信に影響のあった山田町と旭町の一部に青森県で設置した電波障害対策受信設備で、現在は県から譲与され、市で管理しているものであります。令和5年11月1日に発生した落雷により、この地域でテレビ受信ができなくなったことから、緊急の復旧工事を実施したものであります。

なお、受信できない世帯が多く、どこの機器が故障しているのか特定するため事前調査も実施したものであります。

以上でございます。

○委員長（東 健而） 富岡直哉委員。

○委員（富岡直哉） 確認ですけれども、釜臥山スキー場の指定管理料の補填についてであります。これは全額シーズンが終わってから補填されたという認識でよいのか、その点についてまずお伺いいたします。

次に、電波障害の対策工事についてではありますが、今回は落雷についてどの程度の範囲に影響が及んだのか、その辺りのもう少し詳細のところをお教え願います。

○委員長（東 健而） 市民スポーツ課長。

○市民生活部副理事市民スポーツ課長（加藤昭広） お答えいたします。

スキー場のリフト使用料は、指定管理者収入において約80%を占めており、指定管理業務に大きな影響をもたらすことから、基本協定書に基づき全額補填したものであります。

次に、影響のあった世帯ですが、受信している世帯は181世帯となっており、このうち169世帯が影響を受けたものであります。

答弁漏れがありました。支払いにつきましては、スキーシーズンが終わってから協議の上、支払いしたものであります。

以上でございます。

○委員長（東 健而） 富岡直哉委員。

○委員（富岡直哉） まず、スキー場の指定管理料の補填についてですが、今回は726万9,900円とかなりの額になっております。一時的にその額を指定管理者が負担しなければならない状況になっているというふうに思います。



スキー場という施設の性質上、自然の影響を非常に受けやすい施設で、非常に難しい部分もあると思いますが、近年は少雪というシーズンが珍しくもない状況になってきておりますので、今後この指定管理料の積算については、もう少し検討が必要かなというふうに思っております。その点についての見解をお伺いしたいと思います。

最後に、電波障害の件であります。先ほどの答弁の中では受信設備は青森県で設置、その後管理はむつ市ということでありました。今回は300万円も超える支出というふうになっておりますが、基本的に修繕等は、金額等にかかわらず全て市で行うことになっているのか、その辺りの取決めはどのようになっているのか、最後にお伺いいたします。

○委員長（東 健而） 市民スポーツ課長。

○市民生活部副理事市民スポーツ課長（加藤昭広） お答えいたします。

スキー場は、平成20年度から指定管理施設となっておりますが、今回を含めまして8回補填しているところであります。スキー場の特性から、予定していた収入が見込めない場合、指定管理業務に大きな影響をもたらすこととなります。

現在の指定管理期間は、令和9年度までとなっておりますので、次期公募ではどのような形態がよいのか、検討してまいりたいと考えております。

また、電波障害の支払いの取決めについてであります。平成18年3月31日に青森県との間で譲与契約書を締結しております。したがって、支払いにつきましては市のほうで今後も支払っていくということになっております。

以上でございます。

○委員長（東 健而） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東 健而） 質疑なしと認めます。

これで第10款教育費のうち、市民生活部が所管する事項についての質疑を終わります。

以上で第10款教育費の質疑を終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 1時49分 休憩

午後 1時50分 再開

○委員長（東 健而） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第11款公債費について、理事者の説明を求めます。財務部長。

- 財務部長（松谷 勇） それでは、決算書の301ページをお開き願います。  
第11款公債費、第1項公債費、第1目の元金についてであります。これは長期債の元金の返済に要した経費であります。  
次に、第2目の利子についてであります。これは長期債などの利子の支払いに要した経費となっております。  
ご審査のほどよろしくお願いいたします。
- 委員長（東 健而） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 委員長（東 健而） 質疑なしと認めます。  
これで第11款公債費についての質疑を終わります。  
次は、第12款諸支出金について、理事者の説明を求めます。財務部長。
- 財務部長（松谷 勇） それでは、決算書の302ページをお開き願います。  
第12款諸支出金、第1項公営企業費、第1目の公営企業費についてであります。これは一部事務組合下北医療センター及び上下水道局が行う各事業に対する一般会計の負担金等であります。  
ご審査のほどよろしくお願いいたします。
- 委員長（東 健而） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 委員長（東 健而） 質疑なしと認めます。  
これで第12款諸支出金についての質疑を終わります。  
次は、第13款予備費について、理事者の説明を求めます。財務部長。
- 財務部長（松谷 勇） それでは、決算書の303ページをお開き願います。  
第13款予備費、第1項予備費、第1目の予備費についてであります。これは予算の不足を補うために各款の事務事業に充当したものであります。  
ご審査のほどよろしくお願いいたします。
- 委員長（東 健而） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 委員長（東 健而） 質疑なしと認めます。  
これで第13款予備費についての質疑を終わります。  
説明員交代のため暫時休憩いたします。  
午後 1時53分 休憩
- 午後 1時54分 再開
- 委員長（東 健而） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
次は、第14款災害復旧費について、理事者の説明を求めます。都市整備部

長。

- 都市整備部長（木下尚一郎） それでは、第14款災害復旧費についてご説明いたします。決算書の304ページをお開き願います。

まず、第1項公共土木施設災害復旧費、第1目の河川災害復旧費についてであります。これは令和4年8月の豪雨災害により被災した脇野沢地区瀬野川の復旧に要した経費であります。不用額は、全額14節工事請負費の1,492万6,000円となり、これは瀬野川河川災害復旧工事における入札執行残によるものであります。

次に、第2目道路橋りょう災害復旧費についてであります。これにつきましても令和4年8月の豪雨災害により被災した脇野沢地区市道九艘泊源藤城線の復旧に要した経費であります。不用額は1,173万2,635円で、主なものといたしましては、14節工事請負費での1,124万8,000円となり、これは九艘泊源藤城線道路災害復旧工事における入札執行残によるものでございます。

以上が第14款災害復旧費のご説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

- 委員長（東 健而） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（東 健而） 質疑なしと認めます。

これで第14款災害復旧費についての質疑を終わります。

以上で歳出の質疑を終わります。

ここで、午後2時10分まで暫時休憩いたします。

午後 1時56分 休憩

午後 2時10分 再開

- 委員長（東 健而） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、歳入の審査に入ります。

歳入の第1款市税から第22款繰越金まで一括説明を受け、審査をいたします。

理事者の説明を求めます。財務部長。

- 財務部長（松谷 勇） それでは、歳入についてご説明いたします。決算書の12ページをお開き願います。

第1款市税についてであります。調定額60億6,920万2,945円に対しまして、収入済額は58億8,123万9,744円、前年度と比較し2,004万8,352円の増となっており、この主な要因は、個人市民税及び固定資産税の増加によるものとなっております。

次に、不納欠損額は2,271万5,770円、収入未済額は1億6,588万1,569円となっております。なお、徴収率は96.9%となり、前年度と比較して0.5ポイントの増となっております。

次に、15ページ、第2款地方譲与税についてであります。調定額、収入済額ともに2億3,952万1,000円となっております。

次に、16ページ、第3款利子割交付金についてであります。調定額、収入済額ともに233万6,000円となっております。

次に、17ページ、第4款配当割交付金についてであります。調定額、収入済額ともに1,727万4,000円となっております。

次に、18ページ、第5款株式等譲渡所得割交付金についてであります。調定額、収入済額ともに1,842万4,000円となっております。

次に、19ページ、第6款法人事業税交付金についてであります。調定額、収入済額ともに8,367万3,000円となっております。

次に、20ページ、第7款地方消費税交付金についてであります。調定額、収入済額ともに13億4,944万4,000円となっております。

次に、21ページ、第8款環境性能割交付金についてであります。調定額、収入済額ともに1,852万6,000円となっております。

次に、22ページ、第9款国有提供施設等所在市町村助成交付金についてであります。調定額、収入済額ともに8,008万3,000円となっております。

次に、23ページ、第10款地方特例交付金についてであります。調定額、収入済額ともに3,916万6,000円となっております。

次に、24ページ、第11款地方交付税についてであります。調定額、収入済額ともに119億5,940万1,000円となっております。

次に、25ページ、第12款交通安全対策特別交付金についてであります。調定額、収入済額ともに416万3,000円となっております。

次に、26ページ、第13款分担金及び負担金についてであります。調定額1億1,478万2,735円に對しまして、収入済額は1億564万5,981円となっております。不納欠損額68万8,374円及び収入未済額844万8,380円の主なものは、保育児童保護者負担金となっております。

次に、27ページから31ページにかけての第14款使用料及び手数料についてであります。調定額2億4,923万1,473円に對しまして、収入済額は2億3,988万4,627円となっております。不納欠損額80万4,490円は、大畑温泉使用料、収入未済額854万3,556円は、市営住宅使用料となっております。

次に、32ページから39ページにかけての第15款国庫支出金についてであります。調定額93億2,610万2,496円に對しまして、収入済額は90億7,640万

496円となっております。収入未済額 2 億 4,970 万 2,000 円の主なものは、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となっております。

次に、40ページから47ページにかけての第16款県支出金についてであります。調定額41億6,050万711円に対しまして、収入済額は38億2,605万7,711円となっております。収入未済額 3 億 3,444 万 3,000 円の主なものは、産地パワーアップ事業費補助金となっております。

次に、48ページから50ページにかけての第17款財産収入についてであります。調定額2,970万8,128円に対しまして、収入済額は2,790万2,038円となっております。不納欠損額76万5,940円は、川内地区土地貸付料、収入未済額104万150円の主なものは、市有地売払収入となっております。

次に、51ページ、第18款寄附金についてであります。調定額、収入済額ともに1億6,629万412円となっております。

次に、52ページから53ページにかけての第19款繰入金についてであります。調定額、収入済額ともに25億7,601万3,391円となっております。

次に、55ページから62ページにかけての第20款諸収入についてであります。調定額26億11万8,677円に対しまして、収入済額は25億2,684万4,869円となっております。不納欠損額421万2,952円及び収入未済額6,906万856円の主なものは、生活保護費返還金となっております。

次に、63ページから66ページにかけての第21款市債についてであります。調定額46億2,279万3,000円に対しまして、収入済額は43億8,199万3,000円となっております。収入未済額 2 億 4,080 万円は、令和 6 年度へ繰越ししました事業に係る未収入特定財源となっております。

次に、67ページ、第22款繰越金についてであります。調定額、収入済額ともに9億5,021万4,817円となっております。

以上、歳入の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（東 健而） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。高橋征志委員。

○委員（高橋征志） 2点ほどお伺いいたします。

1点目が60ページの第20款第5項第4目諸収入の雑入の中の広告収入ですが、ユーチューブの広告収入が掲載されていないのですけれども、どこに計上されているのかというのと、併せてその金額が幾らだったのかというところをお聞かせください。

2点目ですけれども、51ページ、第18款第1項第1目総務費寄附金のまち・ひと・しごと創生寄附金、企業版ふるさと納税のことですけれども、ホームページで昨年度の寄附の実績を見ると、市内の山間部で風力発電を計画し

ている企業からの寄附があります。今多分環境調査とか、今後行っていくものと思いますけれども、仮に環境に影響がありそうで、市から意見するだとか、申入れするだとかといったときに、寄附をもらっているので言いづらいみたいな、そういうところがあって、市としての適正な行動の妨げにならないかということで、その寄附の受入れが倫理的に大丈夫なのかというところの考えをお聞かせください。

○委員長（東 健而） 総務部長。

○総務部長（吉田由佳子） お答えいたします。

諸収入のうち、広告収入のところ、ユーチューブの広告収入ということでございますが、279万8,748円のうち、ユーチューブの広告収入は11万3,748円となっております。

○委員長（東 健而） 財政課長。

○財務部財政課長（工藤大介） 寄附についてと今後の対応についてということですが、これは全く別問題だと私たちは認識しておりますので、いただいた寄附については有効活用させていただくということでご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（東 健而） 高橋征志委員。

○委員（高橋征志） 寄附の件は、寄附は寄附、事業は事業ということで分けて考えているということなので、私の懸念は杞憂だということで安心しました。

ユーチューブの広告収入ですけれども、11万3,741円で間違いはないですか。もう一度すみません、正確な金額を聞き漏らしたので、確認したいのと、ユーチューブが広告収入ということで紛れているのですけれども、ユーチューブ以外に何かに紛れて見えていないような歳入というのはありますか。

○委員長（東 健而） 総務部長。

○総務部長（吉田由佳子） もう一度ユーチューブの広告収入についてご説明させていただきます。

11万3,748円となっております。

あと、この広告収入に関しまして、内訳のほうを詳しく説明させていただきますと、279万8,748円のうち、広報紙に関する広告収入が175万5,000円、それからホームページのバナーの広告が93万円、こちらにユーチューブの広告11万3,748円を合わせまして279万8,748円となっております。

以上です。

○委員長（東 健而） 高橋征志委員。

○委員（高橋征志） 決算ということで、昨年度の決算を審査しなければいけないので、数字が見えていないと審査にもなりませんので、また来年度改善をよろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（東 健而） ほかに質疑ありませんか。佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） 今回3点お尋ねさせていただきたいのですが、監査の意見書の19ページに収入の前年度比較がございしますが、それにつきまして、それを基にしていきますと、先ほどのご報告のほうでもありましたが、まず1点目ですけれども、歳入の根幹となる市税及び地方交付税についてお尋ねいたします。市税が約2,000万円増えておりますが、その詳細についてお伺いいたします。また、地方交付税では普通交付税と特別交付税を別々に、増減内容と、その要因についてもお尋ねいたします。

2点目は、自主財源と依存財源についてでございますが、自主財源が約11億円の増に対し、依存財源が約16億円増えております。その要因についてお尋ねをいたします。

そして、3点目なのですが、繰入金についてです。財政調整基金からの繰入金は幾らだったのか、それに財政調整基金は昨年度末から増えたのか、減ったのかお尋ねをいたします。

○委員長（東 健而） 税務課長。

○財務部税務課長（畑山 勝） まず、市税の収入状況についてご説明いたします。

令和5年度の決算状況は、個人住民税が景気回復に伴い給与所得者の課税所得金額の増、固定資産税、都市計画税が家屋の新增築など、軽自動車税が新規登録台数の増などによりそれぞれの税目で増収となっており、法人市民税において建設、金融、保険事業者などの減益により法人税割額が減、たばこ税において売渡し本数の減などにより市税全体としての調定額は減少となったものの、徴収率が96.9%と前年度を0.5%上回り、収入額は前年度を上回る結果となっております。

以上です。

○委員長（東 健而） 財政課長。

○財務部財政課長（工藤大介） お答えいたします。

普通交付税につきましては、国の補正予算がございまして、それでまず増額となっております。それは、物価高騰に関係する部分ですとか、経済再生に関係して増えているというところになっております。むつ市単体での内訳といたしましては、地域デジタル社会推進費といたしまして、マイナンバー

カードの保有率のほう、むつ市が高うございますので、こちらのほうで交付のほう若干多くなっております。その他合併特例債の償還費もより有利な起債ということで、むつ市のほうはこういった形で活用しておりますので、その元利償還金の部分が交付税のほうに反映されたというところになっております。

そして、特別交付税の増につきましてですけれども、対前年度で2.4%ほどの増になっておりますが、これは原油価格高騰に対する経費ということで、こちらのほうが増額になってございます。

そして、依存財源と自主財源につきまして、自主財源につきましては、財政調整基金の繰入金が多かったというところになっております。依存財源につきましては、先ほど説明のほうにもありましたけれども、県の支出金におきまして、産地パワーアップというトマト工場に係る補助金のほうが10億円ほどありましたので、そちらのほうで比率が大きく伸びているというところになっております。

財政調整基金につきましては、令和4年度末の残高が18億9,000万円ほど、令和5年度の末が14億4,000万円ほどになっておりまして、4億5,000万円ほど減ということになっております。こちらのほうは、先ほど申しましたように、財政調整基金の繰入金ということが影響しておるということになっております。

以上でございます。

○委員長（東 健而） 佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） ありがとうございます。大変難しい質疑を自分でしてしまったのですが、もう少しゆっくりしゃべってもらえますか。ちょっとついていけなかったので。

それでは、再質疑させていただきます。今様々数字のほうをいただきました。それで納得はしておるのですが、財政を健全化するのであれば、依存財源を増やすのではなく自主財源を増やすべきである、また歳入の根幹であります市税等を増やしていく必要があると思っておりますが、どのように確保していくのかお伺いいたします。

○委員長（東 健而） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） お答えいたします。

まず、自主財源を増やすということで、その根幹となりますのは、先ほども答弁させていただきましたが、市税ということになりますけれども、まず市税のほう、今回2,000万円ほど増えています。実際少子化等で調定額というのは減少傾向にあるというふうに認識しておりますけれども、まずは徴収



率の確保、先ほども答弁させていただきましたが、今回0.5ポイントの増となって、まずは徴収率を確保していくということが自主財源の確保につながりますし、税のほかに今、市のほうで財政の健全化をするために法定外税のほうも新設させていただきました。その点についても自主財源という扱いになると思いますので、その点で自主財源のほうは確保させていただければと思っております。

以上です。

○委員長（東 健而） 佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） ありがとうございます。自主財源の一つであります財政調整基金を含めて、各種基金を今後どのように確保しながら財政の健全化を進めていくのかという点もお伺いいたします。

○委員長（東 健而） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） お答えいたします。

先ほど財政課長のほうから答弁させていただいた財政調整基金の残高ということで、昨年度末が18億円、今年度末は約14億円ということで、4億円程度減額となっております。ただ、9月補正におきましても、決算剰余金の関係で4億円を超える財政調整基金に積み立てを行っておりまして、現状は前年度の決算のときと同じ状況でございます。昨年度の決算剰余金を加えた場合には20億円を超えていたということもございますけれども、18億円に戻すことができているということになります。これは、やはり当初予算をきちんと組んだ結果、その大体今1%から2%ぐらいの決算剰余金が出ることになっています。財政規模が400億円ぐらいになりますので、1%、4億円から大体8億円ぐらい、昨年度は9億円ぐらいの黒字だったと思うのですが、今回は6億円ということで、まずしっかりと当初予算を組んでいけば、決算の中で財政調整基金を取り崩していくという事は行っているのですが、決算でまた不用額等が出まして、剰余金を送ることによって財政調整基金が確保できてきますので、まずはきちんと当初予算を編成して、そして決算に臨んでいくということで財政調整基金を確保していきたいと。均衡ある予算編成ができれば、財政調整基金のほうは確保していけるのかなと思っております。

以上でございます。

○委員長（東 健而） ほかに質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） いつも聞いていることですので、お聞きします。

原発関連交付金についてお聞きしますけれども、これは徐々に下がってきているようではありますが、令和5年度は幾らなのでしょう。そして、交付

金の中身を簡単に名称ごとに説明が可能であればよろしくお願ひいたします。

○委員長（東 健而） 財政課長。

○財務部財政課長（工藤大介） お答えいたします。

令和5年度の原子力関連交付金の総額は19億7,190万円で、決算歳入の総額に対しては4.5%程度となっております。

内訳でございますけれども、国の電源立地地域対策交付金、こちらのほうは発電用施設の設置や運転の円滑化を図るため、発電地域の都道府県及び市町村で実施される公共の施設ですとか、地域住民の福祉利便性を目的とした事業に対してということで、中間貯蔵施設に対して交付されているものが国の交付金になります。

そして、県の交付金分の電源立地地域対策交付金がございます、こちらは東通原子力発電所と大間原子力発電所周辺市町村として交付されているもので、個人による電灯需要家と企業による電力需要家に基づきまして、こちらのほうに交付されているという部分でございます。

そして、関連するもので、青森県の核燃料物質等取扱税交付金もありまして、こちらのほうは約3億1,300万円ほど交付されているということになっております。

以上でございます。

○委員長（東 健而） 工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 依存率まで教えていただきましたので、再質疑は大したことがないのですけれども、むつ市のこれまでの歩みとしましては、国の政策に協力して、そして何とか乗り越えてきたという、そういう苦しい歴史があるということは知っていますけれども、本当に原発の将来性が疑われるそういう時代になってくる中で、やはり自主財源への努力ということを本当にこれから模索していかなければいけないのではないかなということを感じて、簡単ですけれども、終わります。

○委員長（東 健而） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東 健而） 質疑なしと認めます。

これで歳入全般についての質疑を終わります。

以上で議案第68号に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。佐藤武委員。

（3番 佐藤 武委員登壇）

○委員（佐藤 武） 短くということですので、短くします。

議案第68号 令和5年度むつ市一般会計歳入歳出決算についての反対討論を行います。

簡単に3点について述べます。

1点目、原発、核燃料サイクルを推進する立場で電源開発関連の交付金等に頼るものになっていること。

2点目、むつ市総合経営計画において、一次産業が市の基幹産業と位置づけられていますが、基幹産業として保護し、支援して、産業基盤を強化し、成長させるものになっていないこと。

3点目、マイナンバーカード取得を高齢者無料乗車証の条件とすることは、マイナンバー法の趣旨に反しており、高齢者の行政サービスの公平性を損ねていると言わざるを得ないこと。

以上、簡単に3点指摘して反対討論とします。

その他を含め、詳細については最終日の本会議で述べたいと思います。

以上です。

○委員長（東 健而） ほかに発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東 健而） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第68号を採決いたします。

議案第68号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者15人、起立しない者2人）

○委員長（東 健而） 起立多数であります。よって、議案第68号は認定することに決定いたしました。

説明員交代のため、暫時休憩いたします。

午後 2時39分 休憩

午後 2時41分 再開

○委員長（東 健而） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第69号 令和5年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） それでは、議案第69号 令和5年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。決算書の312ページをお開き願

ます。

第1款国民健康保険税についてであります。調定額13億7,797万2,465円に對しまして、収入済額は11億581万1,452円となっており、不納欠損額は2,924万8,351円で、徴収権の即時消滅等により不納欠損処分としております。

次に、313ページに移りまして、第2款使用料及び手数料についてであります。これは国民健康保険税の督促手数料でありまして、調定額57万2,500円に對しまして、収入済額が57万3,100円となっております。

次に、314ページ、第3款国庫支出金についてであります。調定額、収入済額とも17万4,000円となっております。

次に、315ページに移りまして、第4款県支出金は、調定額、収入済額とも39億6,240万5,440円となっております。

次に、316ページに移りまして、第5款財産収入は、財政調整基金の利子収入でありまして、調定額、収入済額とも349円となっております。

次に、317ページに移りまして、第6款繰入金についてであります。これは国保税の軽減に伴う保険基盤安定繰入金等の一般会計繰入金で、調定額、収入済額とも4億9,164万2,109円となっております。

次に、318ページ、第7款繰越金の収入はありませんでした。

次に、319ページに移りまして、第8款諸収入は、税の延滞金、第三者納付金などで、調定額1,610万4,824円、収入済額は1,596万9,453円となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。決算書の321ページをお開き願います。

まず、第1款総務費についてであります。支出済額は2,195万7,883円となっております。そのうち第1項総務管理費は、国民健康保険被保険者証の郵送費用や国保連合会負担金などで、支出済額は2,098万1,519円となっております。322ページに移りまして、第2項運営協議会費は、国民健康保険運営協議会の委員報酬などで、支出済額は37万1,034円となっております。第3項趣旨普及費は、優良家庭表彰や広報などに要した経費でありまして、支出済額は60万5,330円となっております。

次に、323ページ、第2款保険給付費についてであります。これは被保険者の疾病等に関し、必要な給付を行うために要した経費でありまして、支出済額は38億661万1,000円となっております。第1項療養諸費は、保険給付費の86.3%を占め、支出済額32億8,378万8,530円となっております。第2項高額療養費は、支出済額5億1,098万9,603円となっております。次に、324ページ、第3項移送費の支出はありませんでした。第4項出産育児諸費は、支

出済額573万2,867円、第5項葬祭諸費は、支出済額610万円、第6項傷病手当金の支出はありませんでした。第2款保険給付費の不用額は6,412万5,000円で、主なものは一般被保険者療養給付費の4,128万1,332円及び一般被保険者高額療養費の1,431万3,397円で、保険給付の実績に伴う残となっております。

次に、325ページに移りまして、第3款国民健康保険事業費納付金についてであります。この費目は財政運営の責任主体となる県に対し国保税などを財源に納付するもので、支出済額は14億1,769万6,104円となっております。第1項医療給付費分は、支出済額9億2,815万6,016円、第2項後期高齢者支援金等分は、支出済額3億6,856万9,962円、第3項介護納付金分は、支出済額1億2,097万126円となっております。

次に、326ページに移りまして、第4款共同事業拠出金についてであります。これは退職者医療制度の対象者把握に係る事務的経費でありまして、支出済額は234円となっております。

次に、327ページ、第5款財政安定化基金拠出金の支出はありませんでした。

次に、328ページ、第6款保健事業費は、被保険者の健康増進などのために行う事業に要した経費でありまして、支出済額は5,790万3,545円となっております。第1項特定健康診査事業費は、支出済額3,489万691円、329ページに移りまして、第2項保健事業費は、レセプト点検に要した費用や医療費通知事業、人間ドック委託料などの経費でありまして、支出済額2,301万2,854円となっております。第6款保健事業費の不用額は2,276万6,027円で、主なものは特定健康診査事業費や保健事業費の委託料の残となっております。

次に、331ページに移りまして、第7款基金積立金は、財政調整基金の利息の積立てでありまして、支出済額は349円となっております。

次に、332ページ、第8款公債費の支出はありませんでした。

次に、333ページに移りまして、第9款諸支出金についてであります。これは国保税還付金、県支出金の前年度分の精算に伴う返還金、川内及び脇野沢診療所の運営費分の繰出金などの経費でありまして、支出済額は4,756万4,629円となっております。不用額は1,211万4,371円で、主なものは直営診療施設勘定繰出金の減によるものとなっております。

次に、334ページに移りまして、第10款予備費についてであります。第1款総務費へ206万780円、第6款保健事業費へ1,572円を充用しております。

なお、令和5年度は歳入総額55億7,657万5,903円、歳出総額は53億5,173万

3,744円となり、歳入歳出差引額 2 億2,484万2,159円の剰余金が生じた決算となっております。この剰余金につきましては、全額を財政調整基金に積立てしております。

以上で令和 5 年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（東 健而） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。佐藤武委員。

○委員（佐藤 武） 第 2 款第 1 項第 1 目になると思うのですがけれども、督促について 1 点お伺いします。

これ延べ何件かを伺いたい、これは多分分かると思うのですがけれども、その中で複数回督促されている方も多分いらっしゃると思うので、人数が分かったらお知らせください。分からなければ、後で伺います。お願いします。

○委員長（東 健而） 税務課長。

○財務部税務課長（畑山 勝） 督促の件数についてお答えいたします。  
2,940件となっております。

（「マイクを使ってください」の声あり）

○財務部税務課長（畑山 勝） 督促の数ですが、2,940件となっております。人数のほうは、ちょっと数字は分かりませんので、後でお答えしたいと思います。申し訳ございません。

○委員長（東 健而） 佐藤武委員。

○委員（佐藤 武） 多分人数のほうは、複数回で重なる部分があるので、分からないのではないかと考えていましたけれども、後で伺いに行きます。

これについて、延滞があった場合に、何らかの法適用措置を取ったことがあるのか、例えば差押え等ですが、それだけお聞かせください。

○委員長（東 健而） 答弁できますか。税務課長。

○財務部税務課長（畑山 勝） 国保税についてということではありませんが、差押えした状況についてご説明したいと思います。

差押えしたものは、全て債権ですが、件数で223件、金額は2,787万2,000円です。前年度と比較して、件数は50件減少しております。金額は3,159万5,000円の減となっております。詳しい内容については、また国保税と分けたものとして計上してお示ししたいと思います。

○委員長（東 健而） ほかに質疑ありませんか。高橋征志委員。

○委員（高橋征志） 328ページの第 6 款第 1 項第 1 目特定健康診査事業費、こちらにつきましては、執行残が1,000万円近く出ていますけれども、特定健診が未受診の方の分が委託料として残ったということかと思えます。実績

をみますと、特定健診の受診率が26.6%ということで、特定健診はむつ市総合経営計画のK P Iにもなっています。目標値が39.9%になっていますけれども、10ポイント以上届いていない状態で、令和元年度の基準値34.4%も実際下回っているという状態です。受診率が伸びない原因をどのように分析していらっしゃいますでしょうか。

○委員長（東 健而） 国保年金課長。

○市民生活部国保年金課長（工藤 周） お答えいたします。

受診率が伸びない理由につきましては、被保険者数も減少傾向にありまして、また健診に対する意識の啓発というところがちょっと単調になってきているのかなというところもありますので、最近を受診率向上のためにA Iを活用した未受診者のパターンを分けて、7パターンのその対象者に合わせたような形での勧奨通知等を送って受診率の向上につながるような対応をしております。

以上です。

○委員長（東 健而） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東 健而） 質疑なしと認めます。

これで議案第69号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東 健而） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第69号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（東 健而） ご異議なしと認めます。よって、議案第69号は認定することに決定いたしました。

次は、議案第70号 令和5年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） それでは、議案第70号 令和5年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

まず、歳入についてご説明いたします。決算書の341ページをお開き願います。

第1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者医療保険料、第1目特別

徴収保険料は、調定額 3 億 4,249 万 1,200 円に対しまして、収入済額は 3 億 4,316 万 4,800 円となっており、還付未済額 67 万 3,600 円を除いた収入済額は、調定額と同額となっております。

第 2 目普通徴収保険料は、調定額 1 億 5,181 万 7,400 円に対しまして、収入済額は 1 億 4,740 万 3,700 円となっております。

次に、342 ページに移りまして、第 2 款手数料、第 1 項手数料、第 1 目督促手数料であります。調定額、収入済額ともに 8 万 8,000 円となっております。

次に、343 ページに移りまして、第 3 款繰入金、第 1 項一般会計繰入金、第 1 目保険基盤安定繰入金についてであります。調定額、収入済額ともに 1 億 9,294 万 8,340 円となっております。

次に、344 ページに移りまして、第 4 款繰越金についてであります。これは令和 4 年度会計の剰余金を繰り越したもので、調定額、収入済額ともに 1,845 万 9,300 円となっております。

次に、345 ページに移りまして、第 5 款諸収入、第 1 項延滞金、第 1 目延滞金の収入はありませんでした。第 2 項償還金及び還付加算金、第 1 目保険料還付金は、調定額、収入済額ともに 21 万 6,100 円となっております。第 2 目還付加算金の収入はありませんでした。第 3 項雑入、第 1 目雑入の収入はありませんでした。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。決算書の 347 ページをお開き願います。

まず、第 1 款後期高齢者医療広域連合納付金についてであります。これは徴収した保険料と一般会計から繰入れした保険基盤安定繰入金を青森県後期高齢者医療広域連合に納付したもので、支出済額は 6 億 8,060 万 3,440 円となっております。

次に、348 ページに移りまして、第 2 款諸支出金、第 1 項償還金及び還付加算金、第 1 目保険料還付金についてあります。支出済額は 21 万 6,100 円となっております。第 2 目還付加算金の支出はありませんでした。第 2 項繰出金、第 1 目一般会計繰出金についてあります。支出済額は 9 万 1,400 円となっております。

なお、令和 5 年度は歳入総額 7 億 228 万 240 円、歳出総額 6 億 8,091 万 940 円となり、歳入歳出差引額 2,136 万 9,300 円の剰余金が生じた決算となっております。この剰余金につきましては、全額令和 6 年度へ繰越しております。

以上で令和 5 年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。



- 委員長（東 健而） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 委員長（東 健而） 質疑なしと認めます。  
これで議案第70号についての質疑を終わります。  
これより討論を行います。発言ありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 委員長（東 健而） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。  
これより議案第70号を採決いたします。  
本案は認定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（東 健而） ご異議なしと認めます。よって、議案第70号は認定することに決定いたしました。  
ここで、午後3時15分まで暫時休憩いたします。  
午後 3時03分 休憩
- 午後 3時15分 再開
- 委員長（東 健而） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
次は、議案第71号 令和5年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。  
理事者の説明を求めます。政策推進部長。
- 政策推進部長（角本 力） それでは、令和5年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。決算書の355ページをお開き願います。  
まず、歳入についてであります。一般会計からの繰入金2,285万602円となっております。  
次に、357ページに移りまして、歳出についてであります。公債費として道の駅整備事業に係る長期債の元金2,258万円、長期債利子27万602円となっております。  
以上でございます。ご審査のほどよろしく願いいたします。
- 委員長（東 健而） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 委員長（東 健而） 質疑なしと認めます。  
これで議案第71号についての質疑を終わります。  
これより討論を行います。発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(東 健而) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第71号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(東 健而) ご異議なしと認めます。よって、議案第71号は認定することに決定いたしました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 3時17分 休憩

午後 3時18分 再開

○委員長(東 健而) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第72号 令和5年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長(齊藤洋一) それでは、議案第72号 令和5年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。決算書の361ページをお開き願います。

令和5年度むつ市介護保険特別会計の歳入総額は、収入済額の合計欄のとおり、67億1万5,045円となっております。

次に、363ページをお開き願います。歳出総額は、支出済額の合計欄のとおり64億3,382万9,112円となり、歳入歳出差引き2億6,618万5,933円の剰余金を生じた決算となっております。この剰余金は、全額を財政調整基金に積立てしております。

それでは、まず歳入の主な部分についてご説明いたします。366ページをお開き願います。

第1款保険料についてであります。これは65歳以上の第1号被保険者の保険料でありまして、調定額13億2,505万8,009円に対しまして、収入済額は12億9,996万6,856円となっております。不納欠損額は744万8,394円で、2年間の時効期間経過に伴う徴収権の消滅により不納欠損処分としております。また、収納率につきましては決算書に明示しておりませんが、現年賦課分で前年度より0.2ポイント増の99.5%、滞納繰越分で前年度より1.6ポイント減の7.7%、全体では前年度より0.1ポイント増の98.1%となっております。

次に、367ページ、第2款分担金及び負担金についてであります。これ

は下北圏域介護認定審査会の共同設置に係る関係町村の負担金でありまして、収入済額は1,880万8,000円となっております。

次に、368ページ、第3款使用料及び手数料についてであります。これは介護保険料に係る督促手数料でありまして、収入済額は12万円となっております。

次に、369ページに移りまして、第4款国庫支出金についてであります。これは介護給付費や地域支援事業費に対する国の負担金等でありまして、収入済額は16億943万755円となっております。

次に、371ページに移りまして、第5款支払基金交付金についてであります。これは40歳から65歳未満までの第2号被保険者の介護保険料に相当し、介護給付費及び地域支援事業費の27%が交付されるものでありまして、収入済額は16億7,316万円となっております。

次に、372ページ、第6款県支出金についてであります。これは介護給付費や地域支援事業費に対する県の負担金等でありまして、収入済額は9億4,728万6,295円となっております。

次に、373ページ、第7款財産収入についてであります。これは財政調整基金の運用利子でありまして、収入済額は781円となっております。

次に、374ページ、第8款繰入金についてであります。これは本会計の給付費、事務費等に対する一般会計からの繰入金及び財政調整基金繰入金でありまして、収入済額は11億4,955万9,017円となっております。

次に、375ページ、第9款諸収入についてであります。これは主に第三者納付金でありまして、収入済額は168万3,341円となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。377ページをお開き願います。

第1款総務費についてであります。これは介護保険システム関連業務委託料、介護認定審査会及び介護認定調査等に要した経費でありまして、支出済額は9,197万4,542円となっております。不用額は1,320万458円で、主な要因といたしましては、第2項介護認定審査会費におきまして、感染症拡大防止のため、令和4年度に引き続き介護認定審査会が書面開催となり、委員の費用弁償が不要となるなど、実績が見込みを下回ったことによるものであります。

次に、380ページに移りまして、第2款保険給付費についてであります。これは歳出全体の92.5%を占める介護保険制度の各種サービスに係る給付費でありまして、支出済額は59億4,890万68円となっております。不用額は4億1,471万3,932円で、主な要因といたしましては、第1項介護サービス等諸

費の各種給付費が見込みを下回ったことによるものであります。

次に、384ページに移りまして、第3款地域支援事業費についてであります。これは介護予防等の事業に係る経費でありまして、支出済額は2億3,636万979円となっております。不用額は3,438万8,965円で、主な要因といたしましては、第1項介護予防生活支援サービス事業費等が見込みを下回ったことによるものであります。

次に、391ページに移りまして、第4款財政安定化基金拠出金の支出はありませんでした。

次に、392ページ、第5款基金積立金についてであります。これは財政調整基金の運用利子を基金に積立したものでありまして、支出済額は781円となっております。

次に、393ページ、第6款公債費の支出はありませんでした。

次に、394ページ、第7款諸支出金についてであります。これは保険料の更正に伴う還付金と給付費の精算に伴う国・県及び支払基金への償還金でありまして、支出済額は1億5,659万2,742円となっております。

次に、395ページ、第8款予備費についてあります。第3款地域支援事業費へ6万7,944円、第7款諸支出金へ2万5,000円を充用しております。

以上が令和5年度むつ市介護保険特別会計の歳入歳出決算の説明であります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（東 健而） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東 健而） 質疑なしと認めます。

これで議案第72号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東 健而） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第72号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（東 健而） ご異議なしと認めます。よって、議案第72号は認定することに決定いたしました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 3時28分 休憩

午後 3時29分 再開

○委員長（東 健而） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第73号 令和5年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（松本邦博） それでは、議案第73号 令和5年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。決算書398ページをお開き願います。

令和5年度の決算は、歳入総額は5,295万9,854円、決算書399ページに移りまして、歳出総額は5,295万9,854円の同額となっております。

まずは、歳入からご説明いたします。決算書402ページをお開き願います。

第1款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目使用料についてであります。これは魚市場使用料でありまして、自動販売機の設置に係る使用料となっております。

次に、決算書404ページに移りまして、第3款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金についてであります。これは一般会計からの繰入金となっております。

次に、決算書406ページに移りまして、第5款諸収入、第1項雑入、第1目雑入についてであります。これは卸売業者からの契約保証金に係る利息収入となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。決算書408ページをお開き願います。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費についてであります。これは消耗品費となっております。同じく第2目運営審議会費についてであります。これは大畑町魚市場運営審議会委員報酬及び費用弁償となっております。

次に、決算書409ページに移りまして、第2款施設費、第1項魚市場施設費、第1目魚市場施設費についてであります。これは魚市場施設の修繕費、保険料、委託料、施設用地の占用料、AED借上料及び大畑地区産地協議会への負担金となっております。

次に、決算書410ページに移りまして、第3款公債費、第1項公債費、第1目元金及び第2目利子についてであります。これは魚市場整備事業に係る事業債の元金償還金及び利子となっております。

以上が令和5年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

- 委員長（東 健而） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 委員長（東 健而） 質疑なしと認めます。  
これで議案第73号についての質疑を終わります。  
これより討論を行います。発言ありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 委員長（東 健而） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。  
これより議案第73号を採決いたします。  
本案は認定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（東 健而） ご異議なしと認めます。よって、議案第73号は認定することに決定いたしました。  
説明員交代のため暫時休憩いたします。  
午後 3時33分 休憩
- 午後 3時34分 再開
- 委員長（東 健而） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
次は、議案第74号 令和5年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分についてを議題といたします。  
理事者の説明を求めます。上下水道局長。
- 上下水道局長市民生活部理事（中村 久） 議案第74号 令和5年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分についてご説明いたします。別冊となっておりますむつ市水道事業会計決算書の10ページをお開き願います。  
下段の令和5年度むつ市水道事業剰余金処分計算書（案）ですが、令和5年度水道事業会計の未処分利益剰余金7,161万6,093円のうち、純利益相当分の2,730万6,742円を繰越利益剰余金とし、その他未処分利益剰余金変動額相当分の4,430万9,351円を資本金へ組み入れる処分をするため提案するものがあります。  
ご審査のほどよろしくお願いいたします。
- 委員長（東 健而） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 委員長（東 健而） 質疑なしと認めます。  
これで議案第74号についての質疑を終わります。  
これより討論を行います。発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(東 健而) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第74号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(東 健而) ご異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次は、議案第75号 令和5年度むつ市水道事業会計決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。上下水道局長。

○上下水道局長市民生活部理事(中村 久) 議案第75号 令和5年度むつ市水道事業会計決算についてご説明いたします。

決算書は別冊となっております。決算書の4ページをお開き願います。決算報告書ではありますが、予算額が消費税及び地方消費税を含んで計上されておりますので、決算額も税込みで計上されております。

まず(1)、収益的収入及び支出のうち、収入についてであります。第1款水道事業収益の決算額は17億8,964万2,070円となっております。この内訳ではありますが、第1項営業収益は、主たる営業活動から生じる収益で、主なものとしたしましては、水道料金などとなっております。

第2項営業外収益は、金融及び財務活動に伴う収益、その他主たる営業活動以外から生じる収益でありまして、主なものとしたしましては、一般会計負担金、長期前受金戻入などとなっております。

第3項特別利益は、当年度の経常収益から除外すべき利益でありまして、過年度損益修正損及び長期前受金となっております。

次に、支出についてであります。第1款水道事業費用の決算額は17億623万1,666円となっております。この内訳ではありますが、第1項営業費用は、主たる営業活動に要した費用でありまして、主なものとしたしましては、原水及び浄水費、配水及び給水費、業務費、総係費の部門別経費のほか、減価償却費などとなっております。

第2項営業外費用は、金融及び財務活動に伴う費用、その他主たる営業活動以外の費用でありまして、主なものとしたしましては、支払利息などとなっております。

第3項特別損失は、当年度の経常的費用から除外すべき損失でありまして、不納欠損などに係る過年度損益修正損となっております。

不用額1,027万3,334円の主なものは、職員給与及び職員手当等の人件費251万6,060円で、これは当初見込額を下回ったことによるものとなっております。また、支払消費税等が112万6,200円、一般会計繰入金に係る消費税から控除することができない支出となるその他雑支出に115万6,812円の不用額が生じております。

次に、6ページに移りまして、(2)資本的収入及び支出は、将来の経営活動に備えて実施する施設の建設改良及び企業債の元金償還の支出と、それを賄う財源の収入状況を示すものであります。

まず、資本的収入の決算額は、9億7,600万4,149円となっております。この内訳であります。第1項企業債は、緊急時給水拠点確保事業及び水道施設整備事業などに充てる企業債借入金、第2項一般会計負担金は、企業債償還などに充てる一般会計からの繰入金、第3項国庫補助金は、緊急時給水拠点確保事業などの国庫補助対象事業に充てる国からの交付金、第4項工事負担金は、配水管移設工事に伴う負担金、第5項固定資産売却代金は、固定資産の売却により得られた収入額となっております。

企業債の借入状況につきましては、28ページ上段(ア)企業債の概況を御覧いただきたいと存じます。

次に、資本的支出の決算額は、17億3,882万7,427円となっております。この内訳であります。第1項建設改良費は、建設改良事業に要した費用でありまして、詳細につきましては、20ページの(1)建設改良工事の概況を御覧いただきたいと存じます。

6ページに戻りまして、第2項企業債償還金は、企業債の元金償還に要した費用でありまして、詳細につきましては、28ページの中段(イ)令和5年度企業債の償還状況及び38ページからの企業債明細書を御覧いただきたいと存じます。

不用額5,618万2,889円の主なものは、建設改良費のうち、本定例会におきまして報告第17号で継続費の精算報告をいたしました水道施設整備事業の2,492万3,091円のほか、緊急時給水拠点確保事業が931万円、配水管整備事業費が1,305万円、その他建設改良費が883万1,000円などで、これらは入札執行残によるものとなっております。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7億6,282万3,278円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で補填してございます。

次に、8ページに移りまして、令和5年度むつ市水道事業損益計算書についてであります。これは水道事業の経営成績を明らかにするために作成さ



れる計算書でありまして、当該期間に属する全ての収益と、これに対応する全ての費用を記載し、これらの差額として当期純利益を示しているもので、消費税及び地方消費税を含まない税抜きで計上することとなっております。

まず、1の営業収益では、水道料金収入であります(1)給水収益などが主なものであります。

2の営業費用では、(1)の原水及び浄水費から(4)の総係費までの部門別経費及び(5)減価償却費などが主なものでございます。

次に、3の営業外収益では、一般会計からの繰入金である(2)負担金及び補助金などで取得した固定資産の減価償却に係る(3)長期前受金戻入などが主なものであります。

次に、4の営業外費用では、(1)支払利息などが主なものであります。

この結果、営業利益に営業外利益を加えた経常利益に特別損益を加えた当年度純利益は2,730万6,742円となりました。また、その他未処分利益剰余金変動額と当年度純利益を合わせた当年度未処分利益剰余金は、7,161万6,093円となりました。

決算の総括的な概況につきましては、16ページから18ページの令和5年度水道事業報告書を、また損益計算書の対前年度比較につきましては、25ページの(3)事業収入に関する事項及び(4)事業費に関する事項を御覧いただきたいと存じます。

以上が令和5年度むつ市水道事業会計決算の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(東 健而) ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。高橋征志委員。

○委員(高橋征志) 1点だけ確認させていただきます。

決算書の29ページなのですがすけれども、水道事業のキャッシュ・フロー計算書になります。こちらを見ると、期末のキャッシュ・フローの残高が5億5,000万円程度になっておりますけれども、過去数年の決算を見ていくと、毎年1億円から2億円ずつ現金が減っているという計算になりまして、今すぐではないにしろ、数年後には現金がなくなるというふうに見込まれますけれども、こちらについてはどのように対応なさるおつもりでしょうか。

○委員長(東 健而) 経営課長。

○上下水道局経営課長(阿部博幸) お答えいたします。

キャッシュ・フロー計算書は、当該年度にどのように事業資金を生み出し、それをどのように使って、どれだけの残高があったのかを示したものであり

まして、損益計算書や貸借対照表とともに企業の経営状況を示すものであります。

決算書における令和5年度の資金期末残高は5億5,253万7,653円、資金減少額は2億4,546万5,442円で、これは企業会計では出納整理期間がありませんので、令和6年3月31日現在の額となっております。

しかしながら、決算時に未収金として整理した県の工事負担金が令和6年4月に収入されましたことから、これを加味した資金残高は約6億6,000万円となり、実質の減少額は約1億4,000万円となっております。

資金減少の要因であります。収入では人口減少や節水機器の普及に伴う使用数量の減少により水道料金収入が減ったこと、支出では令和5年度にピークを迎えた企業債元利償還や資機材、電気料金の高騰及び市道等の漏水修理件数の増加に伴い修繕費が増加したことによるものとなっております。

こうした状況を踏まえまして、水道事業の経営安定化に資する漏水の早期発見や早期修繕に取り組むとともに、施設及び設備の計画的な更新や業務の見直しなど、さらなる経費の削減を進めているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（東 健而） 高橋征志委員。

○委員（高橋征志） 未収の分も含めて2億円よりはキャッシュ・フローの減り方は少ないということですが、それでも毎年減っていくのはもう目に見えていますので、これから先どんどん5億円、6億円が目減りしていくということになるのですけれども、現金がないと支払いができないということになりますので、どうやってその現金を、何かを現金化しなければいけないと思うのですけれども、その現金が枯渇することへの現実的な対策というのはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（東 健而） 経営課長。

○上下水道局経営課長（阿部博幸） お答えいたします。

キャッシュの減少を今後どうやって抑えていくかというようなお尋ねだと思いますが、上下水道局としましても、これまで水道料金の徴収業務等がありますとか、水道施設の維持管理等の業務を委託をかけることによりまして、費用の削減を図っております。今後におきましても、繰り返しになりますけれども、漏水の早期の修繕でありましたりとか、あと施設の更新を進めていくことで、キャッシュの減少を抑える取組を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（東 健而） 高橋征志委員。

○委員（高橋征志） 支出を抑えていただくというのは分かっているのですけ

れども、手持ちの現金がなくなると、民間で言うと不渡りという話になると思うのです。それを防ぐためにどこかから現金を持ってこなければならないということになると思うのですが、その方策についてはいかがですか。

○委員長（東 健而） 上下水道局長。

○上下水道局長市民生活部理事（中村 久） 今までも入ってくるお金が少なくなる、出ていくお金が多くなるということが令和に入りましてから続いておりまして、今現在純利益につきましても、令和当初と比べまして大分利益のほうが少ない状況でございます。

今現在も経費の節約をしながら安定的な水道水の供給に努めているところではございますが、今後におきましても支出の分を抑えないとキャッシュが減っていくということですので、さらなる経費の節約をしながら、これから収支のバランスの取れた経営を目指して取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（東 健而） ほかに質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 今高橋委員の質疑を聞きまして、取り消そうかなと思いましたがけれども、一応手を挙げた以上、お聞きします。

私大分前ですけども、水道審議会の中からも基本料金の細分化という要望が出ている、高齢者の方があまり水道量を使わないのに、それに配慮した細分化がされていないというふうなことで、水道審議会の声も受け入れて、もう少し使用量にのっとった細分化をして、高齢者の負担を少なくしてほしいと、そういう発言をしました。それに対して「努力します」というふうなことで、少し厳しいということを強調されましたので、いつもそのことを聞いてみたい、そういう発言をしたいということですのでずっと思っていて、こういうチャンスでなければできないので、再度しましたけれども。

本当に人口減少、災害がいつ起きるか分からない、そういう中で苦労しているということは確かに今感じましたけれども、これに対しても私に期待させるような答弁がずっと続いていましたので、真意を知りたいと思って再度立ちました。質問します。

○委員長（東 健而） 何だ、何だ、今の。

○委員（工藤祥子） 細分化ということで、水道の基本料金を下げるということに対する、私は曖昧な答弁をずっと聞いて、いつも胸に思っていましたので、その厳しいというか、リアルな状況をもっと具体的にお知らせください。

○委員長（東 健而） 上下水道局長。

○上下水道局長市民生活部理事（中村 久） 先ほどもお答えしたとおり、人口減少により給水戸数も減少してございまして、毎年水道収益のほう落ち

込んでいるという状況にはございます。その中で、5立米未満とか、そういうふうな量しか使っていない方に対しての配慮ということになりますが、収入が低い中でまた下げると、また収入が下がると。どこかで上げなければいけないというふうな矛盾も生じてくることもございまして、前からお答えしているとおりに、次期の水道料金改定の際には、5立米未満というのも念頭に置きながら、水道料金の改定のほうを進めていくということにしていただきますので、何とかご理解のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（東 健而） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東 健而） 質疑なしと認めます。

これで議案第75号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東 健而） 討論なしと認めます。これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第75号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（東 健而） ご異議なしと認めます。よって、議案第75号は認定することに決定いたしました。

次は、議案第76号 令和5年度むつ市下水道事業会計利益剰余金の処分についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。上下水道局長。

○上下水道局長市民生活部理事（中村 久） 議案第76号 令和5年度むつ市下水道事業会計利益剰余金の処分についてご説明いたします。別冊となっておりますむつ市下水道事業会計決算書の10ページをお開き願います。

下段の令和5年度むつ市下水道事業剰余金処分計算書（案）ですが、令和5年度下水道事業会計の未処分利益剰余金1億5,734万3,051円のうち、純利益相当分の7,181万3,789円を減債積立金とし、その他未処分利益剰余金変動額相当分の8,552万9,262円を資本金へ組み入れる処分をするため提案するものでございます。

ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（東 健而） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東 健而） 質疑なしと認めます。

これで議案第76号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長(東 健而) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第76号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(東 健而) ご異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次は、議案第77号 令和5年度むつ市下水道事業会計決算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。上下水道局長。

- 上下水道局長市民生活部理事(中村 久) 議案第77号 令和5年度むつ市下水道事業会計決算についてご説明いたします。決算書は別冊となっております。決算書の4ページをお開き願います。

決算報告書であります。予算額が消費税及び地方消費税を含んで計上されておりますので、決算額も税込みで計上されております。

まず、(1)の収益的収入及び支出のうち、収入についてでございますが、第1款下水道事業収益の決算額は10億8,069万8,383円となっております。この内訳であります。第1項営業収益は、主たる営業活動から生じる収益で、主なものといたしましては、下水道使用料などとなっております。

第2項営業外収益は、金融及び財務活動に伴う収益、その他主たる営業活動以外から生じる収益でありまして、主なものといたしましては、一般会計負担金、長期前受金戻入などとなっております。

第3項特別利益は、当年度の経常収益から除外すべき利益でありまして、令和2年4月1日の地方公営企業法適用以前に発生し、令和5年度中に収入となった過年度分下水道使用料となっております。

次に、支出であります。第1款下水道事業費用の決算額は9億8,018万1,611円となっております。この内訳であります。第1項営業費用は、主たる営業活動に要した費用でありまして、主なものといたしましては、管渠費、処理場費、業務費、総係費の部門別経費のほか、減価償却費などとなっております。

第2項営業外費用は、金融及び財務活動に伴う費用、その他主たる営業活動以外の費用でありまして、主なものといたしましては、支払利息などとな

っております。

第3項特別損失は、当年度の経常的費用から除外すべき損失でありまして、過年度分の排水設備工事費補助金となっております。

不用額7,344万9,389円の主なものといたしましては、下水道施設に係る修繕費が1,526万5,712円、光熱水費及び動力費の電気料金等が1,176万7,798円で、これは当初の見込額を下回ったことによるものでございます。また、下水道施設管理に係る委託料が902万2,918円となり、これは入札執行残によるものとなっております。その他では、建設改良費の入札執行残に伴いまして、消費税計算上発生する雑支出に1,542万2,878円の不用額を生じてございます。

次に、6ページに移りまして、(2)資本的収入及び支出は、将来の経営活動に備えて実施する施設の建設改良及び企業債の元金償還の支出と、それを補う財源の収入状況を示すものでございます。

まず、資本的収入の決算額は、12億8,398万7,800円となっております。この内訳であります。第1項企業債は、下水道整備事業等に充てる企業債借入金、第2項国庫補助金は、同じく下水道整備事業等に充てる国からの交付金、第3項一般会計負担金は、企業債償還及び資本的収入の不足を補うための市からの繰入金、第4項受益者負担金及び分担金は、下水道が供用開始となったエリアの市民の皆様から整備費の一部としていただく負担金であります。

企業債の借入状況につきましては、24ページの上段(ア)企業債の概況を御覧いただきたいと存じます。

次に、資本的支出の決算額は、15億3,289万5,443円となっております。この内訳であります。第1項建設改良費は、建設改良事業に要した費用でありまして、詳細につきましては19ページからの(1)建設改良工事の概況を御覧いただきたいと存じます。

6ページに戻りまして、第2項企業債償還金は、企業債の元金償還に要した費用でありまして、詳細につきましては、24ページ中段(イ)令和5年度企業債の償還状況及び30ページからの企業債明細書を御覧いただきたいと存じます。

不用額1億4,381万6,557円の主なものは、建設改良費の下水道整備事業費の1億79万1,336円、改築更新事業費の3,434万円で、これらは入札執行残によるものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億4,890万7,643円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定

留保資金及び繰越工事資金で補填してございます。

次に、8ページに移りまして、令和5年度むつ市下水道事業損益計算書ですが、これは下水道事業の経営成績を明らかにするために作成される計算書でありまして、当該期間に属する全ての収益と、これに対応する全ての費用を記載し、これらの差額として当期純利益を示しているもので、消費税及び地方消費税を含まない税抜きで計上することとなっております。

まず、1の営業収益は、(1)の下水道使用料が主なものでございます。

2の営業費用は、(1)の管渠費から(4)の総係費までの部門別経費及び(5)の減価償却費などが主なものでございます。

次に、3の営業外収益では、一般会計からの繰入金である(1)の補助金と(2)の負担金及び取得した固定資産の減価償却等に係る(3)の長期前受金戻入などが主なものでございます。

次に、4の営業外費用では、(1)の支払利息などが主なものでございます。

この結果、営業利益に営業外利益を加えた経常利益に特別損益を加えた当年度純利益は7,181万3,789円となりました。また、その他未処分利益剰余金変動額と当年度純利益とを合わせた当年度未処分利益剰余金は、1億5,734万3,051円となりました。決算の総括的な概況につきましては、16ページ、17ページを、損益計算書の対前年度比較につきましては、22ページの(3)事業収入に関する事項及び(4)事業費に関する事項を御覧いただきたいと存じます。

以上が令和5年度むつ市下水道事業会計決算の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(東 健而) ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(東 健而) 質疑なしと認めます。

これで議案第77号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(東 健而) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第77号を採決いたします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(東 健而) ご異議なしと認めます。よって、議案第77号は認定す

ることに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(東 健而) ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 4時09分 閉会)

上記のとおり相違ありません。

むつ市議会決算審査特別委員会

委員長 東 健 而